



議案番号	件名	頁	摘要
162	豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	119	
163	豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	127	
164	令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第17号）	137	
165	令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	209	
166	令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）	225	
167	令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	241	
168	令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	255	
169	令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第4号）	269	
170	令和2年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）	289	
171	令和2年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）	303	
追加予定	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
”	豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
”	豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について		
”	豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について		

報告第25号

株式会社北前館第29期の決算及び第30期の事業計画に関する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治



# 決算等の状況の報告

株式会社 北 前 館

## 株式会社北前館第 29 期事業報告

### 1 事業の概要と成果

昨年 10 月から今年 3 月までの上半期は総売上額が前期対比 102.1%と順調な経営状況でしたが、1 月以降、国内で新型コロナウイルスが猛威をふるい、社会、経済活動が大きく制限される状況となりました。

4 月 7 日には緊急事態宣言が発出され、15 日には兵庫県が関係施設に対して休業要請を行いました。これを受けて豊岡市から感染症対策に対する指示があり 4 月 20 日から 5 月 21 日まで臨時休館することになりました。

再開後も新型コロナウイルス感染の不安が払拭されず、入館者は伸び悩みました。加えて梅雨明けが大きく遅れたことから本施設利用のトップシーズンである夏季の売上げが大きく落ち込む結果となりました。

温泉部門では営業時間を午前 11 時から午後 8 時までと短縮させていただき、サウナは密を避けるため使用を中止させていただきました。また、夏期の繁忙期には安全対策として入浴者数を制限させていただきましたので、売上額は大きく落ち込み 14,676 千円、前期対比 76.0%となりました。

特産品部門も入館者の減少による影響を受け、売上額 7,799 千円、前期対比 88.6%と大きく割り込む結果となりました。

ジオカヌー駐車場部門は、新型コロナウイルスと長梅雨の影響を受け、ジオカヌー部門は売上額 3,988 千円、前期対比 82.4%、駐車場部門は売上額 6,718 千円、前期対比 82.7%で、今期の総売上高は 44,320 千円、前期対比 83.3%、経常利益は 301 千円となりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大きな影響を受けた中小企業に対する国の持続化給付金 2,000 千円、兵庫県の休業要請に応じた企業等に対する休業要請事業者経営継続支援金 1,300 千円を受けることができ、特別利益として処理いたしました結果、税引後当期利益は 3,390 千円となりました。

今後とも更なる経営改善及び利便性向上に努めて参りますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。第 29 期の営業報告とさせていただきます。

## 2 売上状況

(単位：千円)

部 門	温 泉	特産品店	業務受託	駐車場	ジ・カヌー	その他	合 計
売上高	14,676	7,799	9,400	6,718	3,988	1,739	44,320

## 3 営業成績及び財産状況の推移

(単位：千円、一株当たり当期利益のみ円)

区 分	第 25 期	第 26 期	第 27 期	第 28 期	第 29 期
	平成 28 年 9 月	平成 29 年 9 月	平成 30 年 9 月	令和元年 9 月	令和 2 年 9 月
売 上 高	99,520	90,634	65,996	53,215	44,320
経 常 利 益	4,178	△2,616	158	4,792	301
当 期 利 益	4,005	△2,815	△3,293	4,586	3,390
一株当たり当期利益	8,010	△5,630	△6,587	9,172	6,780
総 資 産	31,301	23,220	32,539	31,468	72,836
純 資 産	△20,009	△22,824	△26,118	△21,532	△18,142

## 4 会社概要

- (1) 商 号 株式会社北前館
- (2) 本 店 兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12
- (3) 成立年月日 平成 3 年 10 月 7 日
- (4) 事 業
- ア 温泉浴場施設の管理運営に関する事業
  - イ 特産品の開発及び加工並びに販売に関する事業
  - ウ 公共施設の維持管理に関する事業
  - エ 駐車場の管理運営に関する事業
  - オ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
  - カ 温泉の配湯に関する事業
  - キ 公共的団体の事務局に関する事業
  - ク 山陰海岸ジオパークのガイドに関する事業
  - ケ 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- (5) 発行株式
- ア 発行済株式の総数 500 株
  - イ 発行価格 1 株当たり 50,000 円
  - ウ 当期末株主数 128 人
- (6) 資本金の額 2,500 万円

## 5 社 員

(単位：人)

区 分	社 員	パート・アルバイト	合 計
前期末 令和元年9月30日	3	3	6
当期末 令和2年9月30日	3	3	6
増 減	0	0	0

## 6 取締役及び監査役

役 職 名	氏 名	備 考
代表取締役	太田垣 健 作	
取 締 役	宮 嶋 俊 夫	
取 締 役	岩 井 美 晴	
取 締 役	濱 松 淳	
取 締 役	藤 原 誠	
取 締 役	米 田 達 也	
監 査 役	太田垣 征 司	
監 査 役	瀧 下 貴 也	

# 決 算 報 告 書

第 29 期

自 令和 元年 10 月 1 日

至 令和 2 年 9 月 30 日

株式会社 北前館  
兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12

## 貸借対照表

株式会社 北前館

令和2年9月30日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
			円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(68,204,184)	流動負債	(16,234,194)
現金・預金	66,693,832	買掛金	315,969
売掛金	397,702	短期借入金	8,000,000
棚卸資産	835,912	1年以内返済長期借入金	864,000
前払費用	196,638	未払金	3,067,640
未収入金	51,998	リース未払金	2,781,764
仮払金	30,102	未払法人税等	211,000
貸倒引当金	△2,000	未払消費税等	883,900
		預り金	109,921
固定資産	(4,631,943)	固定負債	(74,744,000)
有形固定資産	(4,264,453)	長期借入金	74,744,000
建物	1,194,769	負債の部計	90,978,194
構築物	30,825		
工具・器具・備品	72,439	(純資産の部)	
車両運搬具	2	株主資本	(△18,142,067)
一括償却資産	184,654	資本金	25,000,000
リース資産	2,781,764		
無形固定資産	(212,810)	利益剰余金	(△43,142,067)
ソフトウェア	212,810	利益準備金	800,000
投資その他資産	(154,680)	その他利益剰余金	(△43,942,067)
出資金	13,000	繰越利益剰余金	△43,942,067
長期前払費用	141,680	(うち当期純利益)	(3,390,127)
		純資産の部計	△18,142,067
資産の部計	72,836,127	負債・純資産の部計	72,836,127

## 損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 元年 10 月 1 日

至 令和 2 年 9 月 30 日

科 目	金 額	
【売 上 高】		円 44,320,288
温泉浴場売上高	14,676,010	
特産品店売上高	7,798,902	
受託料	9,399,920	
駐車場整理料	6,718,000	
ジオカヌー利用料	3,988,388	
その他	1,739,068	
【売上原価】		5,019,519
期首棚卸高	569,533	
仕入高	4,934,658	
合計	5,504,191	
期末棚卸高	484,672	
売上総利益		39,300,769
【販売費及び一般管理費】		38,647,118
営業利益		653,651
【営業外収益】		1,260,472
受取利息	196	
受取配当金	500	
雑収入	1,259,776	
【営業外費用】		1,612,996
支払利息	1,612,996	
経常利益		301,127
【特別利益】		3,300,000
補助金収入	3,300,000	
税引前当期純利益		3,601,127
法人税等充当額		211,000
当期純利益		3,390,127

## 販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 元年 10 月 1 日  
至 令和 2 年 9 月 30 日

科 目	金 額	
		円
給 与 ・ 手 当	14,233,769	
広 告 宣 伝 費	304,929	
発 送 配 達 費	33,011	
役 員 報 酬	470,000	
法 定 福 利 費	1,050,968	
福 利 厚 生 費	178,587	
減 価 償 却 費	1,424,829	
賃 借 料	304,432	
修 繕 費	385,969	
事 務 用 消 耗 品 費	161,171	
通 信 交 通 費	1,119,374	
水 道 光 熱 費	9,984,505	
租 税 公 課	1,850,400	
会 費 負 担 金	394,667	
接 待 交 際 費	85,658	
保 険 料	656,762	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,292,564	
支 払 手 数 料	2,937,202	
車 両 関 係 費	230,756	
リ ー ス 料	306,660	
貸 倒 償 却	1,000	
雑 費	1,239,905	
合 計		38,647,118

## 棚卸資産の計算内訳

株式会社 北前館

令和 2 年 9 月 30 日現在

科 目	金 額	
		円
商 品	484,672	
貯 蔵 品	351,240	
合 計		835,912

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 元年 10 月 1 日  
至 令和 2 年 9 月 30 日  
(単位：円)

株式会社 北前館

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	他資本剰余金	利益準備金	他利益剰余金				
当期首残高	25,000,000				800,000	△47,332,194	△21,532,194		
当期変動額									
剰余金の内訳科目間の振替									
剰余金の配当									
当期純利益						3,390,127	3,390,127	3,390,127	
当期変動額合計						3,390,127	3,390,127	3,390,127	
当期末残高	25,000,000				800,000	△43,942,067	△18,142,067	△18,142,067	

	利益剰余金の内訳					利益剰余金合計
	利益準備金	退職給付積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	800,000			△47,332,194	△46,532,194	
当期変動額						
剰余金の内訳科目間の振替						
剰余金の配当						
当期純利益				3,390,127	3,390,127	3,390,127
当期変動額合計				3,390,127	3,390,127	3,390,127
当期末残高	800,000			△43,942,067	△43,142,067	△43,142,067

## 個 別 注 記 表

株式会社 北前館

自 平成 元年 10 月 1 日  
至 令和 2 年 9 月 30 日

- 1 この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による原価法を採用しています。
  - (2) 固定資産の減価償却方法
    - ア リース資産  
定額法を採用しています。
    - イ 有形固定資産  
定額法又は旧定額法を採用しています。  
なお、一括償却資産については、3年均等償却を採用しています。
    - ウ 無形固定資産  
定額法又は旧定額法を採用しています。
  - (3) 引当金の計上基準
    - ア 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込み額を計上しています。
  - (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。
- 3 貸借対照表等に関する注記
  - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,044,806 円
- 4 株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 発行済株式総数 500 株
- 5 一株当たり情報に関する注記
  - (1) 一株当たり純資産額は、△36,284.13 円です。
  - (2) 一株当たり当期純利益は、6,780.25 円です。

# 監査報告書

## 1 監査対象期間（第29期）

自 令和元年10月1日

至 令和2年9月30日

## 2 監査概要

私たち監査役は、株式会社北前館の第29期の営業年度における経営状況について、令和2年10月16日代表取締役太田垣健作より提出された貸借対照表、損益計算書及び収支証拠書類並びにこれらに付帯する関係補助簿について照合精査いたしました。なお、この度の監査において監査場所は株式会社北前館、監査立会人は、代表取締役太田垣健作でした。

## 3 監査結果

- (1) 会計全般にわたり、関係帳簿と照合精査した結果、会計帳簿の記載金額と一致し財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、株式会社北前館の損益の状況を正しく表示していると認めます。
- (2) 取締役の職務遂行に関する不正行為又は、定款に違反する事実はないと認めます。

## 4 監査意見書

私たち監査役は、毎月の役員会に出席して取締役の経営検討執行状況及び、日々の従業員の勤務状況も確認してきました。

この度の新型コロナウイルス禍による経営の打撃は大変大きな物でした。このような中、前年度と比較して売上額は大きく減少したものの、国県の各種助成金給付金等の支援金を除いても、僅か乍ら実質黒字になったことは平素の経営努力によるものであり、称賛に値すると思えます。

創立30周年に向けて引続き新型コロナウイルス対策をしっかりとやり、顧客満足を第一としたサービスの提供等により経営体制が確立され、株主や地元の協力、声援を受けられるよう、さらに努力をされることを切に望みます。

令和2年 10 月 16 日

監査役 太田垣 征 司

監査役 瀧 下 貴 也

株式会社 北 前 館

代表取締役 太田垣 健 作 殿

## 株式会社北前館第 30 期事業計画及び収支計画

### 1 事業計画

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、引き続き感染防止対策を徹底しながら、着実な収益向上を目指し、役員職員一丸となって各部門の事業を展開して参ります。

温泉部門では、引き続き水道光熱費等の経費節減を図りつつ、気持ちよく入浴して頂けるよう設備の適切な維持管理に努めます。更に、リピーターを増やすことが売上げ増に繋がることから「ポイントカード」の導入や、現在月 2 回の「風呂の日」を 3 回に増やすことを検討します。

特産品部門では、取扱商品の見直しを図るとともに、お客様が買い物をしやすいよう環境を整えて、市内で製造される商品や地元産の野菜を前面に出しながら売上額の増加に努めます。

ジオカヌーは、インストラクターのスキルアップと安全性の向上に努めるとともに、総合予約サイトの活用を拡大し、城崎温泉や神鍋高原との連携を進め、利用者の増加を図ります。

また、訪日外国人等の新たなお客様の利便性の向上を図るとともに、「かぜまちミュージアム」を有効活用して北前船文化の伝承や、ジオパークの普及を図り、竹野地域の魅力発信の中核施設としての機能を発揮して参ります。

第 30 期は、会社設立 30 周年に当たります。今後ともこの北前館が竹野地域の交流人の核施設となるよう運営して参りますので株主の皆様を初め、地域の皆様にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 予 定 損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 2年10月1日  
至 令和 3年9月30日

科 目	金 額	
(営業損益の部)		千円
<b>【売 上 高】</b>		55,000
温泉浴場売上高	20,000	
特産品店売上高	10,000	
受 託 料	9,300	
駐 車 場 整 理 料	8,000	
ジオカヌー利用料	5,000	
そ の 他	2,700	
<b>【売 上 原 価】</b>		6,500
期首棚卸高	484	
仕 入 高	6,516	
合 計	7,000	
期末棚卸高	500	
売 上 総 利 益		48,500
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		42,000
営 業 利 益		6,500
(営業外損益の部)		
<b>【営 業 外 収 益】</b>		3
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	1	
雑 収 入	1	
<b>【営 業 外 費 用】</b>		1,903
支 払 利 息	1,903	
経 常 利 益		4,600

## 販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 2年10月1日

至 令和 3年9月30日

科 目	金 額	
		千円
給 与 ・ 手 当	15,020	
広 告 宣 伝 費	220	
発 送 配 達 費	80	
役 員 報 酬	840	
法 定 福 利 費	1,200	
福 利 厚 生 費	240	
減 価 償 却 費	1,420	
賃 借 料	300	
修 繕 費	600	
事 務 用 消 耗 品 費	200	
通 信 交 通 費	1,120	
水 道 光 熱 費	11,600	
租 税 公 課	2,000	
会 費 負 担 金	500	
接 待 交 際 費	100	
保 険 料	580	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,510	
支 払 手 数 料	3,040	
車 両 関 係 費	100	
リ ー ス 料	470	
雑 費	860	
合 計		42,000

第139号議案

豊岡市土地開発公社の解散について

豊岡市土地開発公社の解散について、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（備考）

長年地価の下落傾向が続き、将来的にも急速な地価の上昇が見込まれない現状において、公共用地等の先行取得を主な業務とする豊岡市土地開発公社は相応の役割を果たしたと認められること及び第4次豊岡市行財政改革大綱に基づき公社のあり方について検討した結果、同公社を解散するもの。



## 第140号議案

### 土地及び建物の取得について

子育て支援総合拠点等及び生涯学習サロン整備のため、下記の土地及び建物を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

#### 1 取得する土地

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 所在地番   | 豊岡市大手町340番                               |
| (2) 地目     | 宅地                                       |
| (3) 地積     | 8,705.17 m <sup>2</sup>                  |
| (4) 敷地権割合  | 116,304/1,000,000                        |
| (5) 取得予定価格 | 55,955,800円                              |
| (6) 契約の相手方 | 京都府福知山市字上紺屋15番地<br>株式会社 藤屋 代表取締役社長 後藤 弘和 |

#### 2 取得する建物

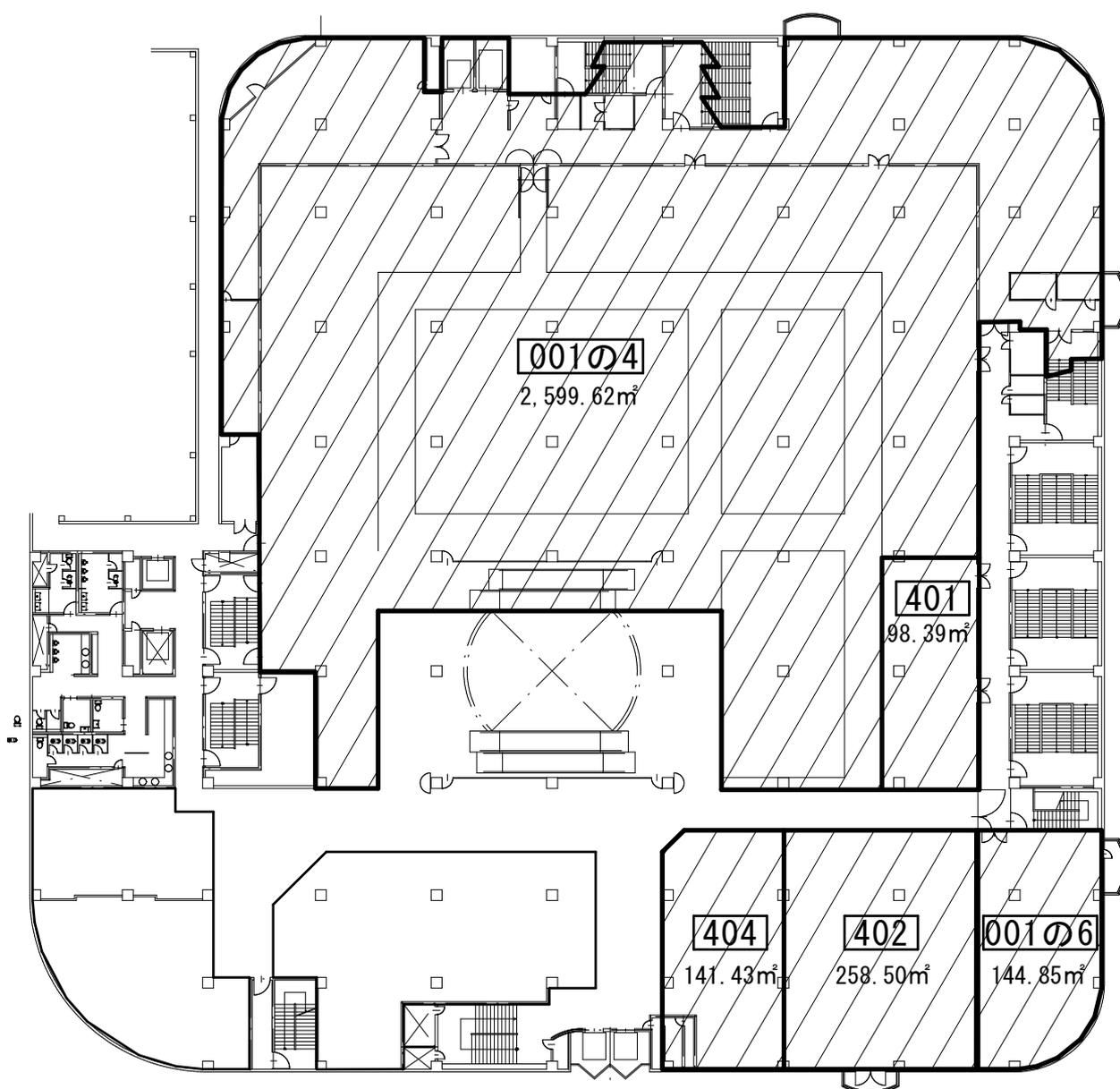
- |                    |  |
|--------------------|--|
| (1) 所 在            | 豊岡市大手町340番地                              |
| (2) 専有部分の家屋番号      | 大手町340番の001の4、001の6、401、402、404          |
| (3) 構 造            | 鉄筋コンクリート造1階建                             |
| (4) 床 面 積          | 4階部分 3,242.79 m <sup>2</sup>             |
| 物件1（大手町340番の001の4） | 主たる建物 店 舗 2,599.62 m <sup>2</sup>        |
| 物件2（大手町340番の001の6） | 主たる建物 機械室 144.85 m <sup>2</sup>          |
| 物件3（大手町340番の401）   | 主たる建物 店 舗 98.39 m <sup>2</sup>           |
| 物件4（大手町340番の402）   | 主たる建物 店 舗 258.50 m <sup>2</sup>          |
| 物件5（大手町340番の404）   | 主たる建物 店 舗 141.43 m <sup>2</sup>          |
| (5) 取得予定価格         | 263,938,620円（内消費税 23,994,420円）           |
| (6) 契約の相手方         | 京都府福知山市字上紺屋15番地<br>株式会社 藤屋 代表取締役社長 後藤 弘和 |

（備考）区画図については別紙のとおり。



## 子育て支援総合拠点等及び生涯学習サロン整備事業

## 建物取得 区画図



子育て支援総合拠点等整備 2,842.86㎡ (001の4、001の6、401)

生涯学習サロン整備 399.93㎡ (402、404)



第141号議案

物件購入契約の締結について

小学校で使用する児童用端末の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 契約の目的 小学校児童用端末購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 66,871,200円
- 4 契約の相手方 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1290-4  
日本電通 株式会社 神戸支店  
支店長 告野 貴彦

(備考) 納入期限 令和3年3月26日  
納入場所 豊岡市役所外  
主な物品 小学校児童用端末 1,490台



第142号議案

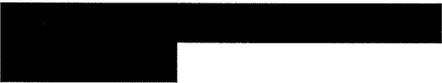
損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和2年9月7日(月) 午前9時44分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市日高町水上250番 豊岡市立日高東中学校駐車場内
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	1,220,500円
事故の概要	豊岡市立日高東中学校駐車場内において、台風10号の風の影響でポプラの木が倒れ、相手方所有の自家用車を全損させたもの。 (過失割合 豊岡市 10割)



第143号議案

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生日	物損事故 令和2年9月7日(月) 午前9時44分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市日高町水上250番 豊岡市立日高東中学校駐車場内
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	1,300,860円
事故の概要	豊岡市立日高東中学校駐車場内において、台風10号の風の影響でポプラの木が倒れ、相手方所有の自家用車のルーフ及びボンネット他が破損したものを。 (過失割合 豊岡市10割)



第144号議案

豊岡市立植村直己冒険館の指定管理者の指定について

豊岡市立植村直己冒険館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立植村直己冒険館
- 2 団体等の名称 豊岡冒険館 株式会社
- 3 指定の期間 令和3年4月20日から令和18年10月31日



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立植村直己冒険館

### (2) 所在地

豊岡市日高町伊府 785 番地ほか

### (3) 設置目的

植村直己氏の業績及びその精神を顕彰し、後世に伝承するとともに、挑戦する心を育む事業を推進し、広く文化教育の発展に寄与する。

### (4) 施設概要

本館	平成6年3月竣工、RC造一部S造・1階建、944.89 m <sup>2</sup>
研修棟	平成15年1月竣工、S造・1階建、428.01 m <sup>2</sup>
機能強化施設	令和3年3月竣工予定、RC造一部S造・2階建、395.63 m <sup>2</sup>
渡り廊下	令和3年3月竣工予定、S造1階建、63.16 m <sup>2</sup>
公衆便所	平成6年3月竣工、RC造・1階建、33.09 m <sup>2</sup>
ちびっ子広場	平成6年6月竣工 18,000 m <sup>2</sup> (図面求積)
主な施設	展示室、視聴覚室、収蔵庫、小ホール、特別展示室、 展示ギャラリー、多目的スペース、ネット遊具、 アスレチック遊具

## 2 管理業務の内容

- (1) 冒険に係る資料の展示及び説明並びに講演会等の開催に関する業務
- (2) 冒険に係る子どもの体験活動に関する業務
- (3) 冒険館の使用及びその制限に関する業務
- (4) 冒険館の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

豊岡冒険館 株式会社

### (2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 60 番地

### (3) 代表者の氏名

代表取締役 池田 俊介

### (4) 設立年月日

令和元年7月22日

### (5) 職員数又は会員数

1名

### (6) 主な事業又は活動

植村直己冒険館事業及び冒険館機能強化事業に関する設計、施工、工事監理、展示リニューアル、運営、維持管理、簡易宿泊、物販軽飲食経営など



第145号議案

豊岡市立豊岡市民プラザの指定管理者の指定について

豊岡市立豊岡市民プラザの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立豊岡市民プラザ
- 2 団体等の名称 特定非営利活動法人 コミュニティアートセンタープラッツ
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立豊岡市民プラザ

### (2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

### (3) 設置目的

市民の学習、まちづくり、子育て、文化などの活動を支援するとともに、それぞれの活動を通じた交流を促進し、こころ豊かな生活の増進と参画と協働による活力あるまちづくりの促進を図る。

### (4) 施設概要

竣工 平成16年3月

建物概要 構造 鉄筋コンクリート造

延床面積 2,321.56㎡

主な施設 多目的ホール「ほっとステージ」(484㎡) ※内舞台部分(180㎡)

楽屋(38㎡) 2部屋 練習室(95㎡) 3部屋

リハーサル室(105㎡) 1部屋 市民活動室(198㎡) 4部屋

交流サロン(250㎡) 相談室(24㎡) 2部屋

ワークステーション(総合事務所室に併設)

子育て学習室A(託児使用に限定)

その他附属設備 1式

## 2 管理業務の内容

- (1) 市民の平等な利用を確保し、公平公正な施設の運営に努める。
- (2) 市民の文化芸術の向上と福祉の増進に寄与する自主事業を積極的に行う。
- (3) 各種市民活動を支援するため、中間支援機能の役割を果たす。
- (4) 施設の適切な維持管理に努める。
- (5) 市民や利用者の意見を管理運営に反映させる。
- (6) 統括責任者を配置し、効率的な運営を行う。
- (7) 住民サービスの向上に努める。
- (8) 個人情報の保護に努める。
- (9) 関係法令を遵守し、利用者の安全を確保する。

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人 コミュニティアートセンタープラッツ  
(略称)NPO法人 プラッツ

- (2) 所在地  
豊岡市大手町4番5号
- (3) 代表者の氏名  
代表理事 岩崎 孔二
- (4) 設立年月日  
平成23年2月28日
- (5) 職員・従業員数  
役員8名、スタッフ9名
- (6) 主な事業又は活動
- ・市民プラザの管理並びに運営を行う事業
  - ・市民の文化芸術創造活動の育成を図る事業
  - ・NPO団体等の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動

第146号議案

豊岡市立玄武洞スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立玄武洞スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立玄武洞スポーツ公園
- 2 団体等の名称 田鶴野地区振興協議会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日







第147号議案

豊岡市立奈佐森林公園の指定管理者の指定について

豊岡市立奈佐森林公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立奈佐森林公園
- 2 団体等の名称 奈佐森林公園管理委員会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日







第148号議案

豊岡市立市営住宅赤野団地集会所の指定管理者の指定について

豊岡市立市営住宅赤野団地集会所の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立市営住宅赤野団地集会所
- 2 団体等の名称 赤野区
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日







## 第149号議案

### 豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設の指定管理者の指定期間 変更について

平成27年12月25日議決のあった第114号議案にかかる豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

#### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設                                  |
| 2 指定管理者   | 阿金谷区   |
| 3 指定の期間   | 変更前 平成28年4月1日から令和3年3月31日<br>変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日 |







第150号議案

豊岡市立竹野川湊館の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野川湊館の指定管理者を次の団体に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹野川湊館
- 2 団体等の名称 いろりの会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日







第151号議案

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理者の指定について

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場
- 2 団体等の名称 アドバンス 株式会社
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場

### (2) 所在地

豊岡市日高町羽尻1510番地

### (3) 設置目的

地域資源を活用し、都市住民と地域住民との交流により農林業の活性化を図り、以って住民の福祉の向上に資する。

### (4) 施設概要

竣工 平成10年7月

建物概要 コテージ 木造・2階建 全13棟（5人棟…52.41㎡×10棟、52.99㎡×2棟、10人棟…98.95㎡×1棟）

湯の原館 鉄骨造・平屋建（一部木造） 504.56㎡

管理棟 木造・平屋建 150.00㎡

主な施設 区画サイト(50区画)、フリーサイト(29区画)、イベント広場、遊具広場、親水広場、コテージ、バーベキュー棟、湯の原館（温泉、交流施設）

## 2 管理業務の内容

(1) オートキャンプ場の使用及びその制限に関する業務

(2) オートキャンプ場の維持管理に関する業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

アドバンス 株式会社

### (2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野60番地

### (3) 代表者の氏名

代表取締役 鷲尾 晋

### (4) 設立年月日

平成26年2月28日

### (5) 職員数又は会員数

10名

### (6) 主な事業又は活動

神鍋高原でのスキー場の運営受託、係留熱気球体験及びグランピング施設の運営など



第152号議案

豊岡市立頃垣活性化センターの指定管理者の指定について

豊岡市立頃垣活性化センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立頃垣活性化センター
- 2 団体等の名称 頃垣区
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日







第153号議案

豊岡市立竹貫区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

豊岡市立竹貫区コミュニティセンターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹貫区コミュニティセンター
- 2 団体等の名称 竹貫区
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日







第154号議案

豊岡市立室見会館の指定管理者の指定について

豊岡市立室見会館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立室見会館
- 2 団体等の名称 細見区
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日







第155号議案

豊岡市立但東地域特産物加工施設の指定管理者の指定について

豊岡市立但東地域特産物加工施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立但東地域特産物加工施設
- 2 団体等の名称 合橋地域づくりの会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日







第156号議案

豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例及び豊岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例及び豊岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

租税特別措置法の改正及び地方税法の改正に伴い、延滞金の割合等の特例に係る所要の規定の整理を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例及び豊岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年豊岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(豊岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年豊岡市条例第193号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「割合等」を「割合」に改め、同項中「当該規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項及び第2条の規定による改正後の豊岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例及び豊岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

租税特別措置法の改正及び地方税法の改正に伴い、延滞金の割合等の特例を定める規定に関し、次の条例について所要の規定の整理をすること。(第1条、第2条関係)

- (1) 豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例 (附則第3項関係)
- (2) 豊岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (附則第3項関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和3年1月1日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) 改正後の豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項及び改正後の豊岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によること。(改正条例附則第2項関係)

豊岡市督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に<u>租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

豊岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>3 第16条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、当該規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントに満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 第16条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

第157号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の負担水準に不利益が生じないように減額判定所得の見直しを行うため。



## 豊岡市条例第 号

### 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第21条の2中「「総所得金額」を「「総所得金額及び」に、「次号及び第3号において同じ。）」を「以下この条において同じ。）及び」に改める。

附則第4項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に、「同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」を「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」に、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

国民健康保険税の減額の対象者を判定する所得の算定について、個人所得課税の見直しに対応するため、当該算定における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げ、当該事項に属する課税の特例を定める読替規定の整備を行うこと。(第21条、第21条の2、附則第4項関係)

### 2 附則

- (1) この条例は、令和3年1月1日から施行すること。(改正条例附則第1項)
- (2) 改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。(改正条例附則第2項)

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円</p> <hr/>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以</p>

上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に

を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に

属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等）をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

#### 附 則

##### 1～3 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の

属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等）をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及びび」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。）及びび」とする。

#### 附 則

##### 1～3 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の

<p>規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとす る。)」 する。 5～16 略</p>	<p>規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとす る。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とす る。 5～16 略</p>
---	--

第158号議案

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、同法の規定に属する省令名に係る所要の規定の整理を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年豊岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例  
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

目的規定に規定する省令名を改めること。(第1条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た基本計画に定められた促進区域（以下「同意促進区域」という。）において、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第13条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除をすることによって地域経済牽引事業の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た基本計画に定められた促進区域（以下「同意促進区域」という。）において、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第13条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除をすることによって地域経済牽引事業の促進を図ることを目的とする。</p>



第159号議案

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

日高共同作業所を廃止するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 豊岡市竹野心身障害者小規模通所作業所
- (2) 位置 豊岡市竹野町須谷1466番地の1

第4条を次のように改める。

（休所日）

第4条 作業所の休所日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時の休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（開所時間）

第5条 作業所の開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

附則第3項中「第4条」の右に「及び第5条」を加え、「同条中「指定管理者が」を「第4条及び第5条中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは」に、「市長が」を「市長は、特に必要があると認めるときは」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例案要綱

1 改正の内容

日高共同作業所の廃止を行うこと及び当該廃止による竹野心身障害者小規模通所作業所に係る規定の整備を行うこと。(第2条、第4条、第5条、附則第3項関係)

2 附則

この条例は、令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市立心身障害者小規模通所作業所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 作業所の名称及び位置は、別表の____とおりとする。</p> <p>(休所日及び開所時間)</p> <p>第4条 作業所の休所日及び開所時間は、指定管理者が市長の承認を得て定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(指定管理者不在等期間における作業所の管理に関する業務)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 作業所の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>豊岡市竹野心身障害者小規模通所作業所</u></p> <p>(2) 位置 <u>豊岡市竹野町須谷1466番地の1</u></p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 作業所の休所日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時の休所日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>(開所時間)</p> <p>第5条 <u>作業所の開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(指定管理者不在等期間における作業所の管理に関する業務)</p>

3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間における当該指定を取り消し、又は業務の停止を命じた作業所に係る第4条\_\_\_\_\_の規定の適用については、同条中「指定管理者が\_\_\_\_\_市長の承認を得て」とあるのは、「市長が\_\_\_\_\_」とする。

別表（第2条関係）

名称	位置
豊岡市立竹野心身障害者小規模通所	豊岡市竹野町須谷1466番地の1
作業所	
豊岡市立日高共同作業所	豊岡市日高町祢布1306番地の2

3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間における当該指定を取り消し、又は業務の停止を命じた作業所に係る第4条及び第5条の規定の適用については、第4条及び第5条中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」とあるのは、「市長は、特に必要があると認めるときは」とする。

第160号議案

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

竹野老人福祉センターを廃止するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 名称 豊岡市立長寿園
- (2) 位置 豊岡市幸町10番6号

第4条の3の見出し中「及び開館時間」を削り、同条第1項中「及び開館時間」を削り、「別表第1のとおり」を「次に掲げる日」に改め、「若しくは開館時間」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

第4条の3第2項中「若しくは開館時間」を削る。

第4条の3の次に次の1条を加える。

（開館時間）

第4条の4 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による開館時間の変更について準用する。

第5条第1項中「別表第2に掲げる施設」を「センター」に改める。

第10条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

附則第3項中「第4条の3第1項」の右に「、第4条の4第1項」を加える。

別表第1を削る。

別表第2中「第5条、」及び「1 豊岡市立長寿園」を削り、同表の2の表を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

竹野老人福祉センターを廃止するために必要な規定の整備をすること。(第2条、第4条の3、第4条の4、第5条、第10条、附則第3項、別表関係)

2 附則

この条例は、令和3年4月1日から施行すること。

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>豊岡市立長寿園 豊岡市幸町10番6号</u></p> <p>(2) <u>豊岡市立竹野老人福祉センター 豊岡市竹野町竹野2944番地の1</u></p> <p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第4条の3 センターの休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時の休館日を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬ。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>名称 豊岡市立長寿園</u></p> <p>(2) <u>位置 豊岡市幸町10番6号</u></p> <p>(休館日_____)</p> <p>第4条の3 センターの休館日_____は、次に掲げる日_____とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休館日_____を_____を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により休館日_____を変更し、又は臨時の休館日を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬ。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条の4 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定による開館時間の変更について準用する。</p>



豊岡市立長寿園	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から 午後10時まで
豊岡市立竹野老人福祉センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条の休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から 午後10時まで

別表第2（第5条、第10条関係）

別表（第10条関係）

1 豊岡市立長寿園

略
---

略

2 豊岡市立竹野老人福祉センター

区分	利用料金の限度額		
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
集会及び運動指導室	3,700円	4,200円	5,200円
教養娯楽室	1,300円	1,400円	1,900円
図書室	800円	900円	1,500円
生活相談室	800円	900円	1,500円
健康相談室	800円	900円	1,500円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

第161号議案

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例の一部を改正する  
条例制定について

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

土地区画整理法施行令の改正に伴い、土地区画整理事業の清算金に付すべき利子の利率を引き下げる等の改正を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例(平成19年豊岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「6パーセント」を「3パーセント」に改める。

第39条中「土地区画整理登記令施行細則(昭和30年法務省令第137号)第9条の規定による登記が完了した旨の通知があった」を「不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第181条第1項の規定による登記完了証の交付を受けた」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

## 豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案 要綱

### 1 改正の内容

- (1) 清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率を、年6パーセントから年3パーセントに引き下げること。(第27条関係)
- (2) 登記完了の公告は、不動産登記規則による登記完了証の交付を受けたときに行うこと。(第39条関係)

### 2 附則

この条例は、令和3年1月1日から施行すること。

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は年<u>6パーセント</u>とする。</p> <p>(登記完了の公告)</p> <p>第39条 施行者は、<u>土地区画整理登記令施行細則（昭和30年法務省令第137号）第9条の規定</u>による登記が完了した旨の通知があったときは、その旨を公告する。</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(登記完了の公告)</p> <p>第39条 施行者は、<u>不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第181条第1項の規定</u>による登記完了証の交付を受けたときは、その旨を公告する。</p>



第162号議案

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

五荘小学校及び奈佐小学校の統合並びに港東小学校及び港西小学校の統合に伴い、小学校及び放課後児童クラブの設置に関する規定の整備を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例(平成17年豊岡市条例第161号)の一部を次のように改正する。

別表中「(1)」を「1」に、

「

豊岡市立奈佐小学校	豊岡市吉井620番地
豊岡市立港東小学校	豊岡市気比3291番地の235
豊岡市立港西小学校	豊岡市瀬戸57番地

を

「

豊岡市立港小学校	豊岡市気比3291番地の235
----------	-----------------

」に、「(2)」を「2」

に改める。

(豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

豊岡市立奈佐放課後児童クラブ	豊岡市吉井620番地
豊岡市立港東放課後児童クラブ	豊岡市瀬戸57番地
豊岡市立港西放課後児童クラブ	豊岡市瀬戸57番地

」

を「

豊岡市立港放課後児童クラブ	豊岡市気比3291番地の235
---------------	-----------------

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部改正)

2 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例(平成19年豊岡市条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表備考3中「、奈佐小学校、港西小学校」を削る。

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正（第1条関係）  
奈佐小学校を廃止し、港東小学校及び港西小学校を統合する港小学校を設置すること。（別表関係）
- (2) 豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）  
奈佐放課後児童クラブを廃止し、港東放課後児童クラブ及び港西放課後児童クラブを統合する港放課後児童クラブを設置すること。（別表第1関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例について、所要の規定の整理を行うこと。（附則第2項関係）

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）																																				
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立中筋小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>豊岡市立奈佐小学校</u></td> <td><u>豊岡市吉井620番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>豊岡市立港東小学校</u></td> <td><u>豊岡市気比3291番地の235</u></td> </tr> <tr> <td><u>豊岡市立港西小学校</u></td> <td><u>豊岡市瀬戸57番地</u></td> </tr> <tr> <td>豊岡市立神美小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立資母小学校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中学校</p> <p>略</p>	名称	位置	豊岡市立豊岡小学校		～	略	豊岡市立中筋小学校		<u>豊岡市立奈佐小学校</u>	<u>豊岡市吉井620番地</u>	<u>豊岡市立港東小学校</u>	<u>豊岡市気比3291番地の235</u>	<u>豊岡市立港西小学校</u>	<u>豊岡市瀬戸57番地</u>	豊岡市立神美小学校		～	略	豊岡市立資母小学校		<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 小学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立中筋小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>豊岡市立港小学校</u></td> <td><u>豊岡市気比3291番地の235</u></td> </tr> <tr> <td>豊岡市立神美小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立資母小学校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 中学校</p> <p>略</p>	名称	位置	豊岡市立豊岡小学校		～	略	豊岡市立中筋小学校		<u>豊岡市立港小学校</u>	<u>豊岡市気比3291番地の235</u>	豊岡市立神美小学校		～	略	豊岡市立資母小学校	
名称	位置																																				
豊岡市立豊岡小学校																																					
～	略																																				
豊岡市立中筋小学校																																					
<u>豊岡市立奈佐小学校</u>	<u>豊岡市吉井620番地</u>																																				
<u>豊岡市立港東小学校</u>	<u>豊岡市気比3291番地の235</u>																																				
<u>豊岡市立港西小学校</u>	<u>豊岡市瀬戸57番地</u>																																				
豊岡市立神美小学校																																					
～	略																																				
豊岡市立資母小学校																																					
名称	位置																																				
豊岡市立豊岡小学校																																					
～	略																																				
豊岡市立中筋小学校																																					
<u>豊岡市立港小学校</u>	<u>豊岡市気比3291番地の235</u>																																				
豊岡市立神美小学校																																					
～	略																																				
豊岡市立資母小学校																																					

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行		改正後（案）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ ～	略	豊岡市立豊岡放課後児童クラブ ～	略
豊岡市立中筋放課後児童クラブ		豊岡市立中筋放課後児童クラブ	
豊岡市立奈佐放課後児童クラブ	豊岡市吉井620番地	豊岡市立港放課後児童クラブ	豊岡市気比3291番地の235
豊岡市立港東放課後児童クラブ	豊岡市瀬戸57番地	豊岡市立神美放課後児童クラブ ～	略
豊岡市立港西放課後児童クラブ	豊岡市瀬戸57番地	豊岡市立資母放課後児童クラブ	
豊岡市立神美放課後児童クラブ ～	略		
豊岡市立資母放課後児童クラブ			

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
区分	使用料	区分	使用料
屋内運動場	午前9時から午後1時から 午後5時まで	屋内運動場	午前9時から午後1時から 午後5時まで
～	午後6時から午後10時まで	～	午後6時から午後10時まで
屋外運動場	略	屋外運動場	略
備考		備考	
1・2 略		1・2 略	
3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、中竹野小学校及び高橋小学校にあっては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、奈佐小学校、港西小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあっては1時間当たり700円、城崎中学校にあっては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。		3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、中竹野小学校及び高橋小学校にあっては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、奈佐小学校、港西小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあっては1時間当たり700円、城崎中学校にあっては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。	
4 略		4 略	



第163号議案

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の規定の整備をするため。



豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例

豊岡市火災予防条例(平成17年豊岡市条例第154号)の一部を次のように改正する。  
第12条の2第1項中「第77条第13号」を「第77条第14号」に改める。

第17条の2第1項中「変圧して、」の右に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう。」の右に「第12号において同じ。)をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ後段を削り、同号に次のように加え、同号を同項第16号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第17条の2第1項第16号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第17条の2第1項第11号を同項第12号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設け

る場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第77条第17号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第18号とし、同条第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の豊岡市火災予防条例第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

## 豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 燃料電池発電設備に係る規定の整理をすること。(第12条の2関係)
- (2) 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、急速充電設備を屋外に設ける場合は建築物から3メートル以上の距離を保つことの基準などを見直すこと。(第17条の2関係)
- (3) 急速充電設備のうち全出力50キロワットを超えるものを設置しようとする者は、あらかじめ、消防長等に届け出なければならないこと。(第77条関係)

### 2 附則

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市火災予防条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リソ酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに第77条第13号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</u>以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リソ酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに第77条第14号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。</u>以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを</u></p>

除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等\_\_\_との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等\_\_\_が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等\_\_\_の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分）をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 略
- イ 異常な高温とならないこと。
- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (17) 略
- (18) 略
- 2 略
- (火を使用する設備等の設置の届出)

- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 略
- イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (13) 略
- (14) 略
- 2 略
- (火を使用する設備等の設置の届出)

第77条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。

(1)～(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 水素ガスを充てんする気球

第77条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。

(1)～(12) 略

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 水素ガスを充填する気球



令和 2 年度豊岡市一般会計補正予算（第 17 号）

令和 2 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 17 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 121,841 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,391,675 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 使用料及び手数料		748,412	△600	747,812
	1. 使用料	527,399	△600	526,799
16. 国庫支出金		14,956,068	△99,312	14,856,756
	1. 国庫負担金	2,685,398	13,143	2,698,541
	2. 国庫補助金	12,230,117	△112,455	12,117,662
17. 県支出金		3,108,113	23,199	3,131,312
	1. 県負担金	1,635,267	6,572	1,641,839
	2. 県補助金	1,272,064	16,620	1,288,684
	3. 委託金	200,782	7	200,789
19. 寄附金		532,500	△9,350	523,150
	1. 寄附金	532,500	△9,350	523,150
20. 繰入金		2,950,406	△48,489	2,901,917
	2. 基金繰入金	2,802,497	△48,489	2,754,008
21. 繰越金		1,052,767	112,000	1,164,767
	1. 繰越金	1,052,767	112,000	1,164,767
22. 諸収入		2,100,511	△50,989	2,049,522
	5. 雑入	1,508,754	△50,989	1,457,765
23. 市債		3,576,900	△48,300	3,528,600
	1. 市債	3,576,900	△48,300	3,528,600
歳入合計		58,513,516	△121,841	58,391,675

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		15,347,345	△86,412	15,260,933
	1. 総 務 管 理 費	14,663,260	△97,795	14,565,465
	2. 徴 税 費	343,345	2,752	346,097
	3. 戸籍住民基本台帳費	264,095	8,624	272,719
	5. 統 計 調 査 費	34,222	7	34,229
3. 民 生 費		13,374,127	14,421	13,388,548
	1. 社 会 福 祉 費	3,872,251	35,179	3,907,430
	2. 老 人 福 祉 費	3,328,660	2,044	3,330,704
	3. 児 童 福 祉 費	5,293,291	△22,301	5,270,990
	4. 生 活 保 護 費	879,925	△501	879,424
4. 衛 生 費		4,789,419	△72,628	4,716,791
	1. 保 健 衛 生 費	4,216,723	△48,807	4,167,916
	2. 清 掃 費	572,696	△23,821	548,875
6. 農 林 水 産 業 費		1,924,506	3,992	1,928,498
	1. 農 業 費	1,590,555	3,992	1,594,547
7. 商 工 費		2,498,820	△119,004	2,379,816
	1. 商 工 費	2,498,820	△119,004	2,379,816
8. 土 木 費		5,111,806	196,431	5,308,237
	1. 土 木 管 理 費	353,622	4,888	358,510
	2. 道 路 橋 り よ う 費	1,474,945	217,720	1,692,665
	5. 都 市 計 画 費	2,958,985	△36,577	2,922,408
	6. 住 宅 費	241,679	10,400	252,079
9. 消 防 費		2,126,833	△9,473	2,117,360
	1. 消 防 費	2,126,833	△9,473	2,117,360
10. 教 育 費		6,025,237	△45,351	5,979,886
	1. 教 育 総 務 費	809,541	△11,655	797,886
	2. 小 学 校 費	1,489,959	17,963	1,507,922
	3. 中 学 校 費	555,459	△5,110	550,349

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 幼稚園費	310,454	△6,437	304,017
	5. 社会教育費	1,721,334	△14,007	1,707,327
	6. 保健体育費	1,138,490	△26,105	1,112,385
12. 公債費		6,854,063	△3,817	6,850,246
	1. 公債費	6,854,063	△3,817	6,850,246
歳出	合計	58,513,516	△121,841	58,391,675

## 第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	公共施設マネジメント推進事業	7,766
計			7,766

### 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太陽光発電システム設置費補助金	令和3年度	4,000
農業用施設管理事業	令和3年度	20,000
道路維持事業	令和3年度	6,500
橋りょう長寿命化事業	令和3年度	15,000
住宅管理事業	令和3年度	12,950
指定ごみ袋等作製業務	令和3年度	39,019
子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業	令和3年度	7,058
文化芸術創造交流事業	令和3年度	399
すこやか市民健診業務	令和3年度	136,150
豊岡最終処分場運転維持管理業務	令和3年度から 令和5年度まで	37,719
豊岡第2清掃センター 運転維持管理業務	令和3年度から 令和5年度まで	12,060
高齢者等農作業生きがい 対策事業費補助金	令和3年度	500
ニホンザル被害防除 対策事業費補助金	令和3年度	250
菓子祭前日祭実行委員会補助金	令和3年度	1,800
内水処理事業	令和3年度から 令和4年度まで	780,000
通学バス運行管理業務	令和3年度から 令和4年度まで	11,362
市民会館等自主事業	令和3年度	22,155
オリンピック・パラリンピック 推 進 事 業	令和3年度	16,044
市民プラザ指定管理料	令和3年度から 令和7年度まで	186,115
奈佐森林公園指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	9,000
玄武洞スポーツ公園指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	20,700
計		1,338,781

## 第 4 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
保健施設整備事業費	1,900	2,500
〔合橋診療所〕	〔1,900〕	〔2,500〕
水道施設整備事業費	32,700	6,600
〔一般会計出資債〕	〔32,700〕	〔6,600〕
除雪機械整備事業費	10,500	7,600
土地区画整理事業費	26,000	21,000
〔稲葉川〕	〔26,000〕	〔21,000〕
消防防災施設整備事業費	255,400	249,800
〔消防ポンプ自動車〕	〔185,500〕	〔179,900〕
消防防災設備整備事業費	455,900	453,300
〔消防指令センター〕	〔6,400〕	〔3,800〕
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	148,800	142,100
計	3,576,900	3,528,600



令和 2 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 17 号 ) に 関 す る 説 明 書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 使用料及び手数料	748,412	△600	747,812
16. 国庫支出金	14,956,068	△99,312	14,856,756
17. 県支出金	3,108,113	23,199	3,131,312
19. 寄附金	532,500	△9,350	523,150
20. 繰入金	2,950,406	△48,489	2,901,917
21. 繰越金	1,052,767	112,000	1,164,767
22. 諸収入	2,100,511	△50,989	2,049,522
23. 市債	3,576,900	△48,300	3,528,600
歳入合計	58,513,516	△121,841	58,391,675



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	15,347,345	△86,412	15,260,933
3. 民生費	13,374,127	14,421	13,388,548
4. 衛生費	4,789,419	△72,628	4,716,791
6. 農林水産業費	1,924,506	3,992	1,928,498
7. 商工費	2,498,820	△119,004	2,379,816
8. 土木費	5,111,806	196,431	5,308,237
9. 消防費	2,126,833	△9,473	2,117,360
10. 教育費	6,025,237	△45,351	5,979,886
12. 公債費	6,854,063	△3,817	6,850,246
歳出合計	58,513,516	△121,841	58,391,675

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3,030	△3,800	△71,395	△14,247
24,061	3,800	12,951	△26,391
△1,574	△25,500	△5,864	△39,690
11,246		△3,240	△4,014
△78,647		△27,400	△12,957
△28,250	△7,900		232,581
△26	△8,200		△1,247
△5,953	△6,700	△16,817	△15,881
			△3,817
△76,113	△48,300	△111,765	114,337

2. 歳入

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
8. 教育使用料	19,281	△600	18,681
計	527,399	△600	526,799

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2,683,048	13,143	2,696,191
計	2,685,398	13,143	2,698,541

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	8,189,502	6,959	8,196,461
2. 民生費国庫補助金	1,363,030	3,302	1,366,332
5. 商工費国庫補助金	25,499	△25,499	0
6. 土木費国庫補助金	351,567	△28,250	323,317
7. 消防費国庫補助金	6,165	△26	6,139
8. 教育費国庫補助金	490,536	△2,570	487,966
21. 地方創生臨時交付金	1,689,278	△66,371	1,622,907

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 社会教育使用料	△600	美術館入館料	△600

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	11,956	障害者（児）自立支援給付費負担金	11,956
3. 児童福祉費負担金	1,187	母子生活支援施設措置費負担金	1,187

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	6,959	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード利用環境整備費補助金	8,901 △2,823 881
1. 社会福祉費補助金	2,342	障害者地域生活支援事業費補助金 障害者総合支援事業費補助金 介護保険指定機関等管理システム改修事業費補助金	1,519 760 63
2. 老人福祉費補助金	960	地域介護・福祉空間整備等交付金	960
1. 商工費補助金	△25,499	地域経済循環創造事業交付金 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業費補助金	△25,000 △499
1. 道路橋りょう費補助金	△28,250	社会資本整備総合交付金 雪害対策事業費 防災・安全交付金 交通安全施設整備事業費	△30,950 △30,950 2,700 2,700
1. 消防費補助金	△26	消防団設備整備費補助金	△26
1. 教育総務費補助金	△6,600	学校保健特別対策事業費補助金 学校教育活動再開支援事業費補助金	△2,788 △3,812
5. 社会教育費補助金	4,030	史跡等購入費補助金 文化芸術振興費補助金	4,897 △867
1. 地方創生臨時交付金	△66,371	地方創生臨時交付金	△66,371

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
計	12,230,117	△112,455	12,117,662

## (款) 17. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,631,623	6,572	1,638,195
計	1,635,267	6,572	1,641,839

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	396,652	1,044	397,696
5. 農林水産業費県補助金	729,404	15,243	744,647
9. 教育費県補助金	42,244	333	42,577
計	1,272,064	16,620	1,288,684

## (款) 17. 県支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	156,305	7	156,312
計	200,782	7	200,789

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	5,978	障害者（児）自立支援給付費負担金	5,978
3. 児童福祉費負担金	594	母子生活支援施設措置費負担金	594

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	1,044	障害者地域生活支援事業費補助金 在宅障害者一時的受入事業費補助金	757 287
1. 農業費補助金	15,243	中山間地域等直接支払交付金 地籍調査事業費補助金 新規就農総合支援事業費補助金 機構集積協力金 農地整備事業費補助金	△1,987 △8,311 3,997 17,544 4,000
5. 社会教育費補助金	333	史跡等購入費補助金 インターネット利用基準作成支援事業費補助金	408 △75

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
5. 統計調査費委託金	7	人口動態調査事務委託金	7

## (款) 19. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	529,500	△16,100	513,400
8. 教育費寄附金	1,000	6,750	7,750
計	532,500	△9,350	523,150

## (款) 20. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
13. 地域振興基金繰入金	472,246	△4,089	468,157
16. 公共施設整備基金繰入金	209,250	△17,000	192,250
17. 被災者生活再建支援基金繰入金	168,300	△27,400	140,900
計	2,802,497	△48,489	2,754,008

## (款) 21. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1,052,767	112,000	1,164,767
計	1,052,767	112,000	1,164,767

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,507,718	△50,989	1,456,729

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費寄附金	△16,100	企業版ふるさと応援寄附金	△16,100
1. 教育総務費寄附金	200	奨学基金寄附金	200
3. 中学校費寄附金	6,300	設備整備寄附金	6,300
4. 社会教育費寄附金	250	社会教育事業費寄附金	250

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地域振興基金繰入金	△4,089	地域振興基金繰入金	△4,089
1. 公共施設整備基金繰入金	△17,000	公共施設整備基金繰入金	△17,000
1. 被災者生活再建支援基金繰入金	△27,400	被災者生活再建支援基金繰入金	△27,400

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	112,000	前年度繰越金	112,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 実費弁償金	△405	予防歯科弁償金	△405
3. 雑 入	△50,584	複写料	547
		広告料	△600
		パンフレット	△600
		頒布代	△1,625
		書籍等	△1,625

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			
計	1,508,754	△50,989	1,457,765

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
4. 衛生債	34,600	△25,500	9,100
8. 土木債	643,000	△7,900	635,100
9. 消防債	711,300	△8,200	703,100
15. 過疎対策事業債(過疎地域自立促進特別事業分)	148,800	△6,700	142,100
計	3,576,900	△48,300	3,528,600

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(雑 入)		参加者負担金	△418
		人権学習講座	△30
		イベント等入場料	△388
		補助金・交付金	△5,459
		兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金	△5,459
		事業協賛金	△200
		歌舞伎開催事業	△200
		事業助成金	△3,000
		永楽館自主事業助成金	△3,000
		市民会館等入場料	△51,360
		永楽館	△51,360
		返納金	12,981
		後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金納付返還金	12,981
		精算金	△1,450
		農業共済事業特別会計残余金	△3,787
		神鍋マラソン全国大会実行委員会清算金	2,337

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 保 健 衛 生 債	△25,500	保健施設整備事業債	600
		合橋診療所	600
		水道施設整備事業債	△26,100
		一般会計出資債	△26,100
2. 道 路 橋 り よ う 債	△2,900	除雪機械整備事業債	△2,900
5. 都 市 計 画 債	△5,000	土地区画整理事業債	△5,000
		稲葉川	△5,000
1. 消 防 債	△8,200	消防防災施設整備事業債	△5,600
		消防ポンプ自動車	△5,600
		消防防災設備整備事業債	△2,600
		消防指令センター	△2,600
1. 過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△6,700	過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△6,700

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	2,140,888	△5,507	2,135,381				△5,507
5. 財産管理費	1,481,967	△15,250	1,466,717	△20,000		6,750	△2,000
6. 企画費	313,874	20	313,894				20
8. 公共交通対策費	345,930	12,866	358,796	12,866			
11. 情報管理費	267,197	605	267,802				605

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△5,372	人件費	△5,535
2. 給料		△165	会計年度任用職員報酬	△5,372
3. 職員手当等		△2,253	パートタイム職員	△5,372
4. 共済費		△1,114	一般職給	△165
7. 報償費		517	一般職員	△165
9. 交際費		△500	扶養手当	△422
10. 需用費		11	住居手当	204
18. 負担金、補助及び交付金		3,369	通勤手当	△182
21. 補償、補填及び賠償金		△22,000	時間外勤務手当	△250
24. 積立金		6,750	期末手当	△1,503
7. 報償費		△50	児童手当	△100
8. 旅費		△167	共済組合負担金	△14
10. 需用費		△113	健保、厚生年金保険料負担金	△1,100
12. 委託料		350	退職手当組合職員給与費	3,369
18. 負担金、補助及び交付金		12,866	秘書渉外費【秘書広報課】	2,769
12. 委託料		5,605	交際費	600
17. 備品購入費		△5,000	表彰栄典費【秘書広報課】	△500
			報償品	△500
			消耗品費	528
			基金管理費【文化振興課・教育総務課】	517
			財政調整基金積立金	11
			奨学基金積立金	
			財産管理費【財政課】	6,750
			補償金	6,550
			指定管理者支援金	200
			国内交流推進事業費【秘書広報課】	△22,000
			消耗品費	△22,000
			食糧費	△22,000
			戦略的政策分野研究費【政策調整課】	△22,000
			報償金	△22,000
			費用弁償	△22,000
			普通旅費	△22,000
			キャリアデザイン推進事業費【ワークイノベーション推進室】	△22,000
			費用弁償	600
			業務委託料	250
			職員研修業務	350
			鉄道交通対策事業費【都市整備課】	12,866
			負担金	4,551
			京都丹後鉄道	4,551
			補助金	8,315
			鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	8,315
			行政情報化推進事業費【情報推進課・税務課】	605
			業務委託料	5,605
			システム開発業務	
			基幹システム改修業務	
			事業用備品	△5,000

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
12. 市民プラザ費	71,319	△1,275	70,044				△1,275
14. 竹野振興局費	30,859	△4,415	26,444		△4,300	△388	273
32. 地域コミュニティ 推進費	536,307	△4,875	531,432		500		△5,375
34. 地方創生推進事業 費	597,290	△79,964	517,326	3,198		△77,757	△5,405

一般会計

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
18.	負担金、補助及び 交 付 金		△1,275	市民プラザ管理費 【生涯学習課】 負担金 共益費	△1,275 △1,275 △1,275
10.	需 用 費		24	庁舎管理費 【竹野地域振興課】	305
11.	役 務 費		△10	光熱水費 庁用備品	233 72
12.	委 託 料		△3,764	竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】	△4,720
13.	使用料及び賃借料		△137	印刷製本費 手数料 事業委託料 プロジェクトマッピング事業	△209 △10 △3,764
17.	備 品 購 入 費		72	用品借上料 補助金	△137 △600
18.	負担金、補助及び 交 付 金		△600	竹野カニカニカーニバル事業費	△600
18.	負担金、補助及び 交 付 金		△4,875	地域コミュニティ推進事業費 【コミュニティ政策課】 補助金 自治会活動保険加入 交付金 地域コミュニティ活性化交付金 コミュニティづくり交付金	△4,875 △136 △136 △4,739 △4,264 △475
7.	報 償 費		△270	子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費 【生涯学習課】	△442
8.	旅 費		△294	普通旅費 印刷製本費	△42 △400
10.	需 用 費		△5,013	情報戦略推進事業費 【大交流課】	△2,240
11.	役 務 費		△5,539	報償金 費用弁償 普通旅費	△270 △198 △52
12.	委 託 料		△59,590	消耗品費 通信運搬費	△180 △80
13.	使用料及び賃借料		△11,955	手数料 業務委託料	△500 △700
18.	負担金、補助及び 交 付 金		2,697	レセプション業務 会場借上料 新規就農総合支援事業費 【農林水産課】 補助金 新規就農者確保事業費 豊岡農業スクール開校事業費 【農林水産課】 事業委託料 豊岡農業スクール開校事業 英語教育推進事業費 【こども教育課】 業務委託料 外国語指導助手派遣業務 出石永楽館歌舞伎開催事業費 【出石地域振興課】 普通旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費	△260 3,997 3,997 3,997 △1,509 △1,509 △1,303 △1,303 △78,467 △2 △1,217 △178 △3,028

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							
計	14,663,260	△97,795	14,565,465	△3,936	△3,800	△71,395	△18,664

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	250,953	2,324	253,277				2,324
2. 賦課徴収費	92,392	428	92,820				428
計	343,345	2,752	346,097				2,752

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		修繕料 △10 通信運搬費 △276 手数料 △4,585 筆耕翻訳料 △83 保険料 △15 業務委託料 △748 警備業務 事業委託料 △55,330 歌舞伎公演事業 会場借上料 △1,029 自動車借上料 △2,443 建物借上料 △7,279 用品借上料 △938 通行料 △6 補助金 △1,300 永楽館歌舞伎観劇バス運行事業費 △1,300

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△174	人件費 2,324 一般職給 △174
3. 職員手当等	2,518	一般職員 △174 時間外勤務手当 2,623
4. 共済費	△20	勤勉手当 △105 共済組合負担金 △20
10. 需用費	179	賦課徴収事務費 【税務課】 428 消耗品費 179
12. 委託料	249	業務委託料 249 申告支援システム改修業務

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	264,095	8,624	272,719	6,959			1,665
計	264,095	8,624	272,719	6,959			1,665

## (款) 2. 総務費

## (項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. 基幹統計調査費	143	7	150	7			
計	34,222	7	34,229	7			

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,114,567	5,994	1,120,561	823			5,171

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬		672	人件費 <span style="float: right;">△814</span>
2. 給料		△1,885	会計年度任用職員報酬 <span style="float: right;">672</span> パートタイム職員 <span style="float: right;">672</span>
3. 職員手当等		645	一般職給 <span style="float: right;">△1,885</span> 一般職員 <span style="float: right;">△1,885</span>
4. 共済費		△246	通勤手当 <span style="float: right;">△50</span> 時間外勤務手当 <span style="float: right;">1,068</span> 期末手当 <span style="float: right;">△143</span>
11. 役務費		223	勤勉手当 <span style="float: right;">△230</span> 共済組合負担金 <span style="float: right;">△353</span>
12. 委託料		8,901	健保、厚生年金保険料 <span style="float: right;">107</span> 戸籍住民基本台帳事務費 【市民課】 <span style="float: right;">9,438</span>
13. 使用料及び賃借料		314	通信運搬費 <span style="float: right;">223</span> 業務委託料 <span style="float: right;">8,901</span> 住民基本台帳ネットワークシステム改修業務 戸籍総合システム改修業務 OA機器借上料 <span style="float: right;">314</span>

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費		7	人口動態調査費 【市民課】 <span style="float: right;">7</span> 消耗品費 <span style="float: right;">7</span>

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等		△1,715	人件費 <span style="float: right;">△1,715</span> 通勤手当 <span style="float: right;">15</span>
12. 委託料		1,749	時間外勤務手当 <span style="float: right;">△1,730</span> 福祉事務所費 【社会福祉課】 <span style="float: right;">1,749</span>
27. 繰出金		5,960	業務委託料 <span style="float: right;">1,749</span> 福祉総合システム改修業務

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会福祉総務費)							
3. 知的障害者福祉費	49,481	574	50,055	287			287
7. 人権対策費	2,267	△184	2,083			△30	△154
11. 健康福祉施設管理費	114,736	0	114,736		3,800		△3,800
15. 障害者総合支援事業費	2,112,945	28,795	2,141,740	20,210			8,585
計	3,872,251	35,179	3,907,430	21,320	3,800	△30	10,089

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	2,937,223	521	2,937,744			12,981	△12,460
2. 老人福祉事業費	131,988	△898	131,090				△898

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【市民課】	6,591
			国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	6,591
			国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】	△631
			国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△631
18. 負担金、補助及び交付金		574	知的障害者福祉事業費 【社会福祉課】	574
			補助金	574
			在宅障害者一時的受入事業費	574
8. 旅費		△12	人権対策事業費 【生涯学習課】	△122
			普通旅費	△12
13. 使用料及び賃借料		△62	補助金	△110
			豊岡人権擁護委員協議会豊岡市地区委員会	△110
18. 負担金、補助及び交付金		△110	市民ふれあいのつどい事業費 【生涯学習課】	△62
			用品借上料	△62
			財源更正	
11. 役員費		58	障害者（児）自立支援給付事業費 【社会福祉課】	23,971
			手数料	58
19. 扶助費		28,737	障害福祉サービス費	23,913
			地域生活支援事業費 【社会福祉課】	4,824
			日常生活用具給付費	1,447
			訪問入浴サービス費	3,377

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△122	人件費	△193
			住居手当	△122
4. 共済費		△71	共済組合負担金	△71
18. 負担金、補助及び交付金		△4,942	介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】	886
			介護保険事業特別会計繰出金	886
			後期高齢者医療事業費 【市民課】	△4,942
			負担金	△4,942
27. 繰出金		5,656	後期高齢者医療広域連合事務費	△4,942
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【市民課】	4,770
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	4,770
10. 需用費		△163	長寿祝福事業費 【高年介護課】	△163
			消耗品費	△163

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(老人福祉事業費)							
6. 老人福祉施設管理費	10,070	1,461	11,531				1,461
9. 老人福祉施設整備費	43,890	960	44,850	960			
計	3,328,660	2,044	3,330,704	960		12,981	△11,897

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,874,479	12,968	1,887,447				12,968
2. 放課後児童クラブ運営費	279,280	416	279,696				416
4. 私立保育所費	2,304,244	10,583	2,314,827				10,583
5. 公立保育所費	708,109	△48,972	659,137				△48,972

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△735	老人福祉事業費 【健康増進課】 補助金 玄さん元気教室奨励金	△735 △735 △735
10. 需用費		1,461	竹野老人福祉センター管理費 【高年介護課】 修繕料	1,461 1,461
18. 負担金、補助及び交付金		960	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】 補助金 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費	960 960 960

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△2,957	人件費	△1,295
3. 職員手当等		2,337	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員 補助員 (こども育成課)	△2,957 △3,112 155
4. 共済費		△675	通勤手当 時間外勤務手当	△304 3,707
22. 償還金、利子及び割引		14,263	期末手当 健保、厚生年金保険料 児童福祉総務費 【こども育成課】 国県負担金等精算返納金 国庫負担金返納金 県負担金返納金	△1,066 △675 14,263 14,263 14,030 233
1. 報酬		416	人件費 会計年度任用職員報酬 補助員 (こども育成課)	416 416 416
18. 負担金、補助及び交付金		10,583	私立保育園等振興事業費 【こども育成課】 補助金 障害児保育事業費	10,583 10,583 10,583
1. 報酬		△2,470	人件費	△48,972
2. 給料		△31,654	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員 一般職給	△2,470 △2,470 △31,654
3. 職員手当等		△7,773	一般職員 会計年度任用職員	△1,298 △30,356
4. 共済費		△7,075	扶養手当 通勤手当	60 △1,586

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(公立保育所費)							
6. 母子・父子福祉費	17,792	2,704	20,496	1,781			923
計	5,293,291	△22,301	5,270,990	1,781			△24,082

## (款) 3. 民生費

## (項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	55,286	△501	54,785				△501
計	879,925	△501	879,424				△501

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	353,455	1,157	354,612				1,157

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		期末手当 <span style="float:right">△6,307</span> 児童手当 <span style="float:right">60</span> 共済組合負担金 <span style="float:right">△309</span> 健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△6,144</span> 学校共済組合負担金 <span style="float:right">△622</span>
3. 職員手当等	328	人件費 <span style="float:right">328</span>
19. 扶助費	2,376	時間外勤務手当 <span style="float:right">328</span> 母子生活支援施設措置事業費 <span style="float:right">2,376</span> 【社会福祉課】 施設入所者支援費 <span style="float:right">2,376</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△111	人件費 <span style="float:right">△501</span>
3. 職員手当等	△354	一般職給 <span style="float:right">△111</span> 一般職員 <span style="float:right">△111</span> 扶養手当 <span style="float:right">52</span>
4. 共済費	△36	住居手当 <span style="float:right">△14</span> 時間外勤務手当 <span style="float:right">△450</span> 期末手当 <span style="float:right">13</span> 児童手当 <span style="float:right">45</span> 共済組合負担金 <span style="float:right">△36</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	51	人件費 <span style="float:right">1,157</span>
3. 職員手当等	1,116	一般職給 <span style="float:right">51</span> 一般職員 <span style="float:right">51</span> 時間外勤務手当 <span style="float:right">1,145</span>
4. 共済費	△10	期末手当 <span style="float:right">△46</span> 勤勉手当 <span style="float:right">17</span> 健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△10</span>

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 生涯健康推進費	249,670	△5,130	244,540			△5,864	734
8. 病院費	2,752,238	△2,507	2,749,731				△2,507
9. 診療所費	101,416	179	101,595	△1,574	600		1,153
10. 水道費	365,024	△42,506	322,518		△26,100		△16,406
計	4,216,723	△48,807	4,167,916	△1,574	△25,500	△5,864	△15,869

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 塵芥処理費	518,934	△23,821	495,113				△23,821
計	572,696	△23,821	548,875				△23,821

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△890	人件費	△890
			会計年度任用職員報酬	△890
12. 委託料		△4,353	指導員(健康増進課)	△218
			歯科衛生士(健康増進課)	△672
22. 償還金、利子及び割引		113	健康診査事業費【健康増進課】	△4,353
			業務委託料	△4,353
			結核検診業務	
			すこやか市民健診業務	
			母子保健事業費【健康増進課】	113
			国県負担金等精算返納金	113
			国庫補助金返納金	113
18. 負担金、補助及び交付金		△2,507	公立豊岡病院組合負担金【健康増進課】	△2,507
			負担金	△2,507
			公立豊岡病院組合	△2,507
17. 備品購入費		1,256	診療所管理費【健康増進課】	1,256
			医療用備品	1,256
27. 繰出金		△1,077	診療所事業特別会計繰出金【健康増進課】	△1,077
			診療所事業特別会計繰出金	△1,077
18. 負担金、補助及び交付金		△42,506	水道事業会計負担金【水道課】	△42,506
			負担金	△42,506
			水道事業会計	△42,506

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△23,821	塵芥処理事業費【生活環境課】	△23,821
			負担金	△23,821
			北但行政事務組合	△23,821

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 農業総務費	380,347	△6,892	373,455			△3,787	△3,105
3. 農業振興費	591,457	17,602	609,059	15,557			2,045
5. 農地費	532,317	△6,718	525,599	△4,311		547	△2,954
計	1,590,555	3,992	1,594,547	11,246		△3,240	△4,014

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	83,688	880	84,568	747			133

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	△1,730	人件費	△3,105	
3. 職員手当等	△671	一般職給	△1,730	
4. 共済費	△704	一般職員	△1,730	
18. 負担金、補助及び交付金	△3,787	扶養手当	76	
		住居手当	△12	
		通勤手当	△64	
		期末手当	△434	
		勤勉手当	△327	
		児童手当	90	
		共済組合負担金	△704	
		農業総務費【農林水産課】	△3,787	
		負担金	△3,787	
		兵庫県農業共済組合	△3,787	
10. 需用費	△55	農業振興事業費【農林水産課】	△1,280	
11. 役務費	△5	負担金	△1,280	
13. 使用料及び賃借料	6	但馬まるごと感動市実行委員会	△1,280	
18. 負担金、補助及び交付金	17,656	有害鳥獣駆除対策事業費【農林水産課】	3,969	
		負担金	3,969	
		シカ緊急捕獲拡大事業費	3,969	
		中山間地域等直接支払事業費【農林水産課】	△2,631	
		消耗品費	△9	
		修繕料	△46	
		通信運搬費	△5	
		会場借上料	6	
		交付金	△2,577	
		中山間地域等直接支払交付事業費	△2,577	
		人・農地プラン推進事業費【農林水産課】	17,544	
		補助金	17,544	
		機構集積協力金	17,544	
12. 委託料	△6,718	基盤整備促進事業費【農林水産課】	4,000	
		投資委託料	4,000	
		測量設計等		
		地籍調査事業費【地籍調査課】	△10,718	
		業務委託料	△10,718	
		地籍調査業務		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等	133	人件費	133	
27. 繰出金	747	扶養手当	60	
		期末手当	13	

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(商工総務費)							
2. 商工振興費	1,556,706	△65,080	1,491,626	△22,160		△27,400	△15,520
5. 観光費	528,967	△32,349	496,618	△32,234			△115
9. 観光施設管理費	94,423	3,545	97,968				3,545
11. 経済成長戦略推進費	133,300	△26,000	107,300	△25,000			△1,000
計	2,498,820	△119,004	2,379,816	△78,647		△27,400	△12,957

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	230,643	145	230,788				145

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			児童手当	60
			城崎町湯島財産区特別会計繰出金 【城崎温泉課】	747
			城崎町湯島財産区特別会計繰出金	747
3. 職員手当等		250	人件費	250
			時間外勤務手当	250
12. 委託料		△21,466	商工振興事業費 【環境経済課】	△50,330
			事業委託料	△21,466
18. 負担金、補助及び交付金		△43,864	休業要請事業者経営継続支援事業補助金	△1,464
			商工会議所・商工会運営費	△770
			地域飲食店応援事業費	△694
			交付金	△27,400
			神鍋地域事業継続支援給付金	△2,400
			緊急雇用維持助成金	△25,000
			中小企業金融対策事業費 【環境経済課】	△15,000
			補助金	△10,000
			暖冬対策融資保証料	△10,000
			利子補給金	△5,000
			中小企業融資資金	△5,000
10. 需用費		385	観光事業費 【大交流課】	△31,350
			修繕料	385
12. 委託料		△999	補助金	△31,735
			豊岡ツーリズム協議会	△31,735
18. 負担金、補助及び交付金		△31,735	海外戦略推進事業費 【大交流課】	△999
			業務委託料	△999
			ビジットキノサキ多言語翻訳業務	
14. 工事請負費		3,545	城崎観光施設管理費 【城崎地域振興課】	3,545
			補修工事費	3,545
			城崎温泉交流センター	
18. 負担金、補助及び交付金		△26,000	経済成長戦略推進事業費 【環境経済課】	△25,000
			補助金	△25,000
			地域経済循環創造事業費	△25,000
			企業誘致推進事業費 【環境経済課】	△1,000
			補助金	△1,000
			雇用奨励金	△1,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		145	人件費	145

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(土木総務費)							
4. 排水機樋門管理費	49,855	4,743	54,598				4,743
計	353,622	4,888	358,510				4,888

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	113,071	△139	112,932				△139
3. 道路新設改良費	166,862	3,958	170,820				3,958
4. 雪害対策費	282,069	207,965	490,034	△30,950	△2,900		241,815
7. 交通安全施設整備費	49,200	5,936	55,136	2,700			3,236
計	1,474,945	217,720	1,692,665	△28,250	△2,900		248,870

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			扶養手当 45 時間外勤務手当 100
3. 職員手当等	265		人件費 265 時間外勤務手当 265
12. 委託料	4,478		排水樋門管理費 【建設課】 4,478 保守点検委託料 4,478 排水設備保守点検

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	△139		人件費 △139 扶養手当 △180 通勤手当 60 期末手当 △19
3. 職員手当等	3,958		人件費 3,958 時間外勤務手当 3,958
3. 職員手当等	750		人件費 750 時間外勤務手当 750
12. 委託料	223,630		雪害対策事業費 【建設課】 207,215 業務委託料 223,630
13. 使用料及び賃借料	2,951		除雪業務 重機借上料 2,951
17. 備品購入費	△19,366		事業用備品 △19,366
14. 工事請負費	5,936		交通安全施設整備事業費 【建設課】 5,936 整備工事費 5,936 防護柵・区画線等

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	137,728	236	137,964				236
5. 土地区画整理費	47,495	△5,287	42,208		△5,000		△287
8. 下水道費	2,627,097	△31,526	2,595,571				△31,526
計	2,958,985	△36,577	2,922,408		△5,000		△31,577

## (款) 8. 土木費

## (項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	241,679	10,400	252,079				10,400
計	241,679	10,400	252,079				10,400

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,046,080	481	1,046,561				481
2. 非常備消防費	368,956	△6,040	362,916	△26	△5,600		△414

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△39	人件費	△39
			勤勉手当	△39
10. 需用費		275	Weぷらざ管理費 【日高地域振興課】	275
			修繕料	275
12. 委託料		△800	稲葉川土地区画整理事業費 【都市整備課】	△5,287
			業務委託料	△800
16. 公有財産購入費		△4,487	区画整理登記等業務	
			土地購入費	△4,487
			区画整理用地	△4,487
18. 負担金、補助及び交付金		△31,526	下水道事業会計負担金 【下水道課】	△31,526
			負担金	△31,526
			下水道事業会計	△31,526

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		10,400	住宅管理費 【建築住宅課】	10,400
			修繕料	10,400

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△365	人件費	481
			一般職給	△365
3. 職員手当等		945	一般職員	△365
			扶養手当	235
4. 共済費		△99	住居手当	551
			通勤手当	△257
			期末手当	56
			児童手当	360
			共済組合負担金	△99
2. 給料		△335	人件費	△508

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(非常備消防費)							
3. 消防施設費	204,011	△3,914	200,097		△2,600		△1,314
計	2,126,833	△9,473	2,117,360	△26	△8,200		△1,247

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 教育委員会費	2,992	△108	2,884				△108
2. 事務局費	403,855	△708	403,147				△708
5. 学校振興費	166,244	△10,839	155,405	△2,788			△8,051

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△120	一般職給	△335
			一般職員	△335
4. 共済費		△53	住居手当	△42
			期末手当	△57
10. 需用費		△79	勤勉手当	△21
			共済組合負担金	△53
17. 備品購入費		△5,520	非常備消防事業費 【防災課】	△5,532
			消耗品費	△79
26. 公課費		67	事業用備品	△5,520
			自動車重量税	67
12. 委託料		△3,974	消火栓管理費 【防災課】	60
			負担金	60
18. 負担金、補助及び交付金		60	消火用水	60
			高機能消防指令センター整備事業費 【消防本部】	△3,432
			投資委託料	△3,432
			実施設計	
			消防本部庁舎整備事業費 【消防本部】	△542
			投資委託料	△542
			設計等	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅費		△108	教育委員会費 【教育総務課】	△108
			費用弁償	△92
			普通旅費	△16
1. 報酬		△1,143	人件費	△560
			会計年度任用職員報酬	△1,143
2. 給料		954	パートタイム職員	△1,143
			一般職給	954
3. 職員手当等		△205	一般職員	954
			通勤手当	△56
4. 共済費		△166	期末手当	△149
			共済組合負担金	75
8. 旅費		△148	健保、厚生年金保険料	△241
			教育総務事務局費 【教育総務課】	△148
			普通旅費	△148
1. 報酬		△6,563	人件費	△8,051
			会計年度任用職員報酬	△6,563
3. 職員手当等		△416	パートタイム職員	△6,563
			通勤手当	△118

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(学校振興費)							
計	809,541	△11,655	797,886	△2,788			△8,867

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	944,880	17,963	962,843	△2,107			20,070
計	1,489,959	17,963	1,507,922	△2,107			20,070

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	400,770	△5,110	395,660	△1,053			△4,057

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 共 済 費	△1,072	期末手当 △298 健保、厚生年金保険料 △1,072
13. 使用料及び賃借料	△2,788	学校振興事業費 【こども教育課】 △2,788 会場借上料 △2,788

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職 員 手 当 等	64	人件費 74 期末手当 64
4. 共 済 費	10	健保、厚生年金保険料 10
10. 需 用 費	△4,153	学校運営事業費 【こども教育課】 △4,213 消耗品費 △4,213
11. 役 務 費	629	学校施設管理費 【教育総務課】 22,102 消耗品費 42
12. 委 託 料	15,514	印刷製本費 3 修繕料 15
14. 工 事 請 負 費	5,899	通信運搬費 37 手数料 592 業務委託料 15,514 情報機器設定業務 物品移転業務 整備工事費 4,832 各小学校 補修工事費 1,067 舗装

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職 員 手 当 等	64	人件費 74 期末手当 64
4. 共 済 費	10	健保、厚生年金保険料 10
10. 需 用 費	△6,105	学校運営事業費 【こども教育課】 △2,105 消耗品費 △2,105

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(中学校管理費)							
計	555,459	△5,110	550,349	△1,053			△4,057

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	310,454	△6,437	304,017				△6,437
計	310,454	△6,437	304,017				△6,437

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	337,884	705	338,589			783	△78
2. 人権教育費	7,861	△1,004	6,857				△1,004

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	△6,000	学校施設管理費 【教育総務課】	△3,079
14. 工事請負費	6,921	消耗品費	△4,000
		業務委託料	△6,000
		情報機器設定業務	
		整備工事費	6,921
		各中学校	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	△1,873	人件費	△6,437
2. 給料	△2,419	会計年度任用職員報酬	△1,873
3. 職員手当等	△1,265	パートタイム職員	△1,873
4. 共済費	△880	一般職給	△2,419
		会計年度任用職員	△2,419
		通勤手当	△224
		期末手当	△1,041
		健保、厚生年金保険料	△880

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	△78	人件費	△78
18. 負担金、補助及び交付金	783	扶養手当	△78
		生涯学習サロン整備事業費 【生涯学習課】	783
		負担金	783
		共益費	783
7. 報償費	△192	人権教育推進事業費 【生涯学習課】	△1,004
8. 旅費	△3	報償金	△192
10. 需用費	△59	普通旅費	△3
11. 役務費	△11	消耗品費	△55
		燃料費	△4
		保険料	△11
		会場借上料	△30

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(人権教育費)							
3. 文化財保護費	190,838	6,123	196,961	5,305			818
4. 青少年教育費	9,783	△150	9,633	△75			△75
6. 図書館費	152,573	124	152,697				124
7. 市民会館等管理費	183,446	△17,000	166,446			△17,000	
8. 市民会館等自主事業費	15,833	△1,537	14,296	△720			△817
10. 博物館等自主事業費	18,624	△1,268	17,356			△600	△668
計	1,721,334	△14,007	1,707,327	4,510		△16,817	△1,700

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
13. 使用料及び賃借料		△83	建物借上料	△53
18. 負担金、補助及び 交付金		△656	負担金	△28
			人権文化創造活動キャンプ 補助金	△28 △628
			豊岡市人権教育推進協議会	△628
16. 公有財産購入費		△2,012	但馬国分寺跡整備事業費 【文化振興課】	6,123
21. 補償、補填及び賠償 金		8,135	土地購入費	△2,012
			但馬国分寺跡 補償金	△2,012 8,135
			物件移転補償金	8,135
12. 委託料		△150	青少年健全育成事業費 【生涯学習課】	△150
			事業委託料 インターネット利用に関する基準づくり支援事業	△150
1. 報酬		△54	人件費	124
3. 職員手当等		150	会計年度任用職員報酬	△54
			パートタイム職員	△54
4. 共済費		28	通勤手当	86
			期末手当 健保、厚生年金保険料	64 28
12. 委託料		△17,000	新文化会館整備事業費 【新文化会館整備推進室】	△17,000
			業務委託料 新文化会館基本設計業務	△17,000
10. 需用費		△104	市民会館等自主事業費 【文化振興課】	△1,537
12. 委託料		△1,433	燃料費	△58
			食糧費 業務委託料 公演業務	△46 △1,433
7. 報償費		△265	美術館事業費 【文化振興課】	△548
8. 旅費		△338	報償金	△129
			報償品	△136
10. 需用費		△335	費用弁償	△236
			食糧費 会場借上料	△17 △30
11. 役務費		△250	植村直己冒険館事業費 【生涯学習課】	△720
13. 使用料及び賃借料		△80	普通旅費	△102
			消耗品費	△300
			印刷製本費	△18
			手数料	△250
			著作権料	△50

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	119,100	△22,508	96,592	△4,515	△6,700		△11,293
7. 学校給食共同調理所費	421,767	△3,597	418,170				△3,597
計	1,138,490	△26,105	1,112,385	△4,515	△6,700		△14,890

## (款) 12. 公債費

## (項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 元金	6,547,361	5,869	6,553,230				5,869
2. 利子	306,387	△9,686	296,701				△9,686
計	6,854,063	△3,817	6,850,246				△3,817

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費		83	人件費	83
			共済組合負担金	83
8. 旅 費		△162	保健体育総務費 【スポーツ振興課】	△4,684
			費用弁償	△135
12. 委 託 料		△1,023	普通旅費	△27
			通行料	△7
13. 使用料及び賃借料		△7	設置工事費	△4,515
			網戸	
14. 工 事 請 負 費		△4,515	換気扇	
			生涯スポーツ振興事業費 【スポーツ振興課】	△2,023
18. 負担金、補助及び 交 付 金		△16,884	事業委託料	△1,023
			スポーツ大会開催事業 補助金	△1,000
			各種大会派遣費	△1,000
			ボート推進事業費 【スポーツ振興課】 補助金	△500
			全国中学新人競漕大会実行委員会	△500
			オリンピック・パラリンピック推進事業費 【スポー ツ振興課】	△15,384
			負担金	△15,384
			とよおか2020スポーツ実行委員会	△6,749
			東京2020オリンピック聖火リレー豊岡市実行委員 会	△8,635
1. 報 酬		△2,149	人件費	△3,597
			会計年度任用職員報酬	△2,149
3. 職 員 手 当 等		△985	パートタイム職員	△2,149
			扶養手当	△99
4. 共 済 費		△463	通勤手当	△104
			期末手当	△782
			健保、厚生年金保険料	△463

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割 引		5,869	市債元金 【財政課】	5,869
			市債元金	5,869
22. 償還金、利子及び割 引		△9,686	市債利子 【財政課】	△9,686
			市債利子	△9,686

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 947 ) 873	1,159,240	3,002,578	2,115,421	6,277,239	1,195,387	7,472,626	
補正前	( 947 ) 873	1,181,405	3,040,411	2,117,888	6,339,704	1,207,940	7,547,644	
比 較	( 0 ) 0	△ 22,165	△ 37,833	△ 2,467	△ 62,465	△ 12,553	△ 75,018	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	108,323	36,463	118,254	2,472	12,550
	補正前	108,574	35,898	121,038	2,472	12,550
	比 較	△ 251	565	△ 2,784	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	255,949	33,920	9,696	99,801	700
	補正前	244,185	33,920	9,696	99,801	700
	比 較	11,764	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	909,063	475,910	52,320		
	補正前	920,634	476,615	51,805		
	比 較	△ 11,571	△ 705	515		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 794		2,869,897	1,841,943	4,711,840	953,446	5,665,286	
補正前	( ) 794		2,874,955	1,830,668	4,705,623	955,076	5,660,699	
比 較	( ) 0		△ 5,058	11,275	6,217	△ 1,630	4,587	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	108,323	36,463	67,143	2,472	12,550
	補正前	108,574	35,898	67,379	2,472	12,550
	比 較	△ 251	565	△ 236	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	255,949	33,920	9,696	99,801	700
	補正前	244,185	33,920	9,696	99,801	700
	比 較	11,764	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	687,146	475,910	51,870		
	補正前	687,523	476,615	51,355		
	比 較	△ 377	△ 705	515		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 947 ) 79	1,159,240	132,681	273,478	1,565,399	241,941	1,807,340	
補正前	( 947 ) 79	1,181,405	165,456	287,220	1,634,081	252,864	1,886,945	
比 較	( 0 ) 0	△ 22,165	△ 32,775	△ 13,742	△ 68,682	△ 10,923	△ 79,605	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			51,111		
	補正前			53,659		
	比 較			△ 2,548		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	221,917		450		
	補正前	233,111		450		
	比 較	△ 11,194		0		

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 37,833	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 37,833	職員の変動によるもの △ 37,833 千円	
職員手当	△ 2,467	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 2,467	扶養手当 △ 251 千円 住居手当 565 千円 通勤手当 △ 2,784 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 11,764 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 11,571 千円 勤勉手当 △ 705 千円 児童手当 515 千円	



地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	38,043,339	35,266,845	2,863,100	△ 41,600
(3) 衛 生	7,308,745	6,731,919	34,600	△ 25,500
(4) 農 林 水 産	1,044,223	1,045,582	90,100	
(6) 土 木	7,944,194	7,478,743	985,100	△ 7,900
(7) 消 防	2,848,926	3,308,291	711,300	△ 8,200
(8) 教 育	9,596,786	8,846,928	902,800	
2. 災 害 復 旧 債	177,478	328,150	6,400	
(1) 農 林 水 産	56,567	78,989	6,400	
3. そ の 他 債	16,449,027	16,330,391	1,109,300	△ 6,700
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	15,577,266	15,524,237	960,500	
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域自立促進特別事業分)	432,836	440,400	148,800	△ 6,700
合 計	54,669,844	51,925,386	3,978,800	△ 48,300

(単位 千円)

度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
2,821,500	5,161,173	5,230	5,166,403	32,968,772	△ 46,830	32,921,942
9,100	723,833		723,833	6,042,686	△ 25,500	6,017,186
90,100	131,858	△ 3,270	128,588	1,003,824	3,270	1,007,094
977,200	1,125,549		1,125,549	7,338,294	△ 7,900	7,330,394
703,100	438,654		438,654	3,580,937	△ 8,200	3,572,737
902,800	1,284,001	8,500	1,292,501	8,465,727	△ 8,500	8,457,227
6,400	13,902	△ 1,400	12,502	320,648	1,400	322,048
6,400	7,195	△ 1,400	5,795	78,194	1,400	79,594
1,102,600	1,372,286	2,039	1,374,325	16,067,405	△ 8,739	16,058,666
960,500	1,164,444	2,039	1,166,483	15,320,293	△ 2,039	15,318,254
142,100	141,032		141,032	448,168	△ 6,700	441,468
3,930,500	6,547,361	5,869	6,553,230	49,356,825	△ 54,169	49,302,656

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
15	使用料及び手数料	748,412	△ 600	747,812
16	国庫支出金	14,956,068	△ 99,312	14,856,756
17	県支出金	3,108,113	23,199	3,131,312
19	寄 附 金	532,500	△ 9,350	523,150
20	繰 入 金	2,950,406	△ 48,489	2,901,917
21	繰 越 金	1,052,767	112,000	1,164,767
22	諸 収 入	2,100,511	△ 50,989	2,049,522
23	市 債	3,576,900	△ 48,300	3,528,600
歳 入 合 計		58,513,516	△ 121,841	58,391,675

(単位 千円)

主 な 内 容			
美術館	△ 600		
障害者（児）自立支援給付費負担金	11,956	母子生活支援施設措置費負担金	1,187
社会保障・税番号制度システム整備費	8,901	個人番号カード交付事務費	△ 2,823
個人番号カード利用環境整備費	881	障害者地域生活支援事業費	1,519
障害者総合支援事業費	760	介護保険指定機関等管理システム改修事業費	63
地域介護・福祉空間整備等交付金	960	地域経済循環創造事業交付金	△ 25,000
観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業費	△ 499	社会資本整備総合交付金	△ 30,950
防災・安全交付金	2,700	消防団設備整備費	△ 26
学校保健特別対策事業費	△ 2,788	学校教育活動再開支援事業費	△ 3,812
史跡等購入費	4,897	文化芸術振興費	△ 867
地方創生臨時交付金	△ 66,371		
障害者（児）自立支援給付費	5,978	母子生活支援施設措置費	594
障害者地域生活支援事業費	757	在宅障害者一時的受入事業費	287
中山間地域等直接支払交付金	△ 1,987	地籍調査事業費	△ 8,311
新規就農総合支援事業費	3,997	機構集積協力金	17,544
農地整備事業費	4,000	史跡等購入費	408
インターネット利用基準作成支援事業費	△ 75	人口動態調査事務	7
企業版ふるさと応援寄附金	△ 16,100	教育総務費寄附金	200
中学校費寄附金	6,300	社会教育費寄附金	250
地域振興基金	△ 4,089	公共施設整備基金	△ 17,000
被災者生活再建支援基金	△ 27,400		
前年度繰越金	112,000		
予防歯科弁償金	△ 405	複写料	547
広告料	△ 600	頒布代	△ 1,625
参加者負担金	△ 418	補助金・交付金	△ 5,459
事業協賛金	△ 200	事業助成金	△ 3,000
市民会館等入場料	△ 51,360	返納金	12,981
精算金	△ 1,450		
保健施設整備事業債	600	水道施設整備事業債	△ 26,100
除雪機械整備事業債	△ 2,900	土地区画整理事業債	△ 5,000
消防防災施設整備事業債	△ 5,600	消防防災設備整備事業債	△ 2,600
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分)	△ 6,700		

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	15,347,345	△ 86,412	15,260,933
3	民 生 費	13,374,127	14,421	13,388,548
4	衛 生 費	4,789,419	△ 72,628	4,716,791
6	農 林 水 産 業 費	1,924,506	3,992	1,928,498
7	商 工 費	2,498,820	△ 119,004	2,379,816
8	土 木 費	5,111,806	196,431	5,308,237

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 4,025	秘書渉外費	△ 500
表彰栄典費	528	基金管理費	6,750
財産管理費	△ 22,000	国内交流推進事業費	△ 113
戦略的政策分野研究費	△ 467	キャリアデザイン推進事業費	600
鉄道交通対策事業費	12,866	行政情報化推進事業費	605
市民プラザ管理費	△ 1,275	庁舎管理費	305
竹野振興局プロジェクト事業費	△ 4,720	地域コミュニティ推進事業費	△ 4,875
子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費	△ 442	情報戦略推進事業費	△ 2,240
新規就農総合支援事業費	3,997	豊岡農業スクール開校事業費	△ 1,509
英語教育推進事業費	△ 1,303	出石永楽館歌舞伎開催事業費	△ 78,467
賦課徴収事務費	428	戸籍住民基本台帳事務費	9,438
人口動態調査費	7		
人件費	△ 51,932	福祉事務所費	1,749
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	6,591	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△ 631
知的障害者福祉事業費	574	人権対策事業費	△ 122
市民ふれあいのつどい事業費	△ 62	障害者（児）自立支援給付事業費	23,971
地域生活支援事業費	4,824	介護保険事業特別会計繰出金	886
後期高齢者医療事業費	△ 4,942	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	4,770
長寿祝福事業費	△ 163	老人福祉事業費	△ 735
竹野老人福祉センター管理費	1,461	民間老人福祉施設助成事業費	960
児童福祉総務費	14,263	私立保育園等振興事業費	10,583
母子生活支援施設措置事業費	2,376		
人件費	267	健康診査事業費	△ 4,353
母子保健事業費	113	公立豊岡病院組合負担金	△ 2,507
診療所管理費	1,256	診療所事業特別会計繰出金	△ 1,077
水道事業会計負担金	△ 42,506	塵芥処理事業費	△ 23,821
人件費	△ 3,105	農業総務費	△ 3,787
農業振興事業費	△ 1,280	有害鳥獣駆除対策事業費	3,969
中山間地域等直接支払事業費	△ 2,631	人・農地プラン推進事業費	17,544
基盤整備促進事業費	4,000	地籍調査事業費	△ 10,718
人件費	383	城崎町湯島財産区特別会計繰出金	747
商工振興事業費	△ 50,330	中小企業金融対策事業費	△ 15,000
観光事業費	△ 31,350	海外戦略推進事業費	△ 999
城崎観光施設管理費	3,545	経済成長戦略推進事業費	△ 25,000
企業誘致推進事業費	△ 1,000		
人件費	4,940	排水機樋門管理費	4,478
雪害対策事業費	207,215	交通安全施設整備事業費	5,936
Weぷらざ管理費	275	稲葉川土地区画整理事業費	△ 5,287
下水道事業会計負担金	△ 31,526	住宅管理費	10,400

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
9	消 防 費	2,126,833	△ 9,473	2,117,360
10	教 育 費	6,025,237	△ 45,351	5,979,886
12	公 債 費	6,854,063	△ 3,817	6,850,246
歳 出 合 計		58,513,516	△ 121,841	58,391,675

主 な 内 容			
人件費	△ 27	非常備消防事業費	△ 5,532
消火栓管理費	60	高機能消防指令センター整備事業費	△ 3,432
消防本部庁舎整備事業費	△ 542		
教育委員会費	△ 108	人件費	△ 18,368
教育総務事務局費	△ 148	学校振興事業費	△ 2,788
学校運営事業費	△ 4,213	学校施設管理費	22,102
学校運営事業費	△ 2,105	学校施設管理費	△ 3,079
生涯学習サロン整備事業費	783	人権教育推進事業費	△ 1,004
但馬国分寺跡整備事業費	6,123	青少年健全育成事業費	△ 150
新文化会館整備事業費	△ 17,000	市民会館等自主事業費	△ 1,537
美術館事業費	△ 548	植村直己冒険館事業費	△ 720
保健体育総務費	△ 4,684	生涯スポーツ振興事業費	△ 2,023
ボート推進事業費	△ 500	オリンピック・パラリンピック推進事業費	△ 15,384
市債元金	5,869	市債利子	△ 9,686

# 歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,398,849	△ 22,383	1,376,466
2	給 料	3,075,091	△ 37,833	3,037,258
3	職 員 手 当 等	2,176,269	△ 2,467	2,173,802
4	共 済 費	1,254,291	△ 12,553	1,241,738
7	報 償 費	317,831	△ 260	317,571
8	旅 費	91,636	△ 1,232	90,404
9	交 際 費	3,063	△ 500	2,563
10	需 用 費	1,757,606	△ 3,437	1,754,169
11	役 務 費	382,653	△ 4,905	377,748
12	委 託 料	4,263,879	133,206	4,397,085
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	312,100	△ 11,841	300,259
14	工 事 請 負 費	3,084,498	17,786	3,102,284
16	公 有 財 産 購 入 費	910,243	△ 6,499	903,744
17	備 品 購 入 費	986,544	△ 28,558	957,986
18	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	19,554,869	△ 186,275	19,368,594
19	扶 助 費	7,161,616	31,113	7,192,729
21	補 償、補 填 及 び 賠 償 金	105,922	△ 13,865	92,057
22	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	7,002,713	10,559	7,013,272
24	積 立 金	1,220,248	6,750	1,226,998
26	公 課 費	3,544	67	3,611
27	繰 出 金	2,759,738	11,286	2,771,024
歳 出 合 計		58,513,516	△ 121,841	58,391,675

## 歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,441,143	△ 72,467	8,368,676
2	物 件 費	6,827,015	95,393	6,922,408
3	維 持 補 修 費	237,973	12,136	250,109
4	扶 助 費	7,162,849	31,113	7,193,962
5	補 助 費 等	19,183,936	△ 206,528	18,977,408
(1)	負 担 金 ・ 寄 附 金 補 助 金 ・ 交 付 金	18,214,759	△ 190,065	18,024,694
(2)	そ の 他	969,177	△ 16,463	952,714
6	普 通 建 設 事 業 費	5,158,496	4,293	5,162,789
(1)	補 助 事 業 費	1,747,196	1,453	1,748,649
(2)	単 独 事 業 費	3,411,300	2,840	3,414,140
9	公 債 費	6,853,748	△ 3,817	6,849,931
(1)	元 利 償 還 費	6,850,748	△ 3,817	6,846,931
(7)	元 金	6,547,361	5,869	6,553,230
(4)	利 子	303,387	△ 9,686	293,701
10	積 立 金	1,220,248	6,750	1,226,998
13	繰 出 金	2,759,738	11,286	2,771,024
歳 出 合 計		58,513,516	△ 121,841	58,391,675

# 投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位:千円)

事業名	予算額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
総務費	鉄道交通対策事業費	8,315	8,315		
	小 計	8,315	8,315		
民生費	民間老人福祉施設助成事業費	960	960		
	小 計	960	960		
衛生費	診療所管理費	1,256		600	656
	小 計	1,256		600	656
農林水産業費	基盤整備促進事業費	4,000	4,000		
	小 計	4,000	4,000		
商工費	城崎観光施設管理費	3,545			3,545
	小 計	3,545			3,545
土木費	雪害対策事業費	△ 19,366		△ 2,900	△ 16,466
	交通安全施設整備事業費	5,936	2,700		3,236
	稲葉川土地区画整理事業費	△ 5,287		△ 5,000	△ 287
	小 計	△ 18,717	2,700	△ 7,900	△ 13,517
消防費	非常備消防事業費	△ 5,520		△ 5,600	80
	高機能消防指令センター整備事業費	△ 3,432		△ 2,600	△ 832
	消防本部庁舎整備事業費	△ 542			△ 542
	小 計	△ 9,494		△ 8,200	△ 1,294
教育費	学校施設管理費(小学校)	5,899			5,899
	学校施設管理費(中学校)	6,921			6,921
	但馬国分寺跡整備事業費	6,123	5,305		818
	保健体育総務費	△ 4,515	△ 4,515		
	小 計	14,428	790		13,638
	合 計	4,293	16,765	△ 15,500	3,028

※今回の補正予算分のみ掲載

## 地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
防災対策事業債 (充当率 75%)	消防防災設備整備事業	消防指令センター整備	△ 2,600
小 計			△ 2,600
合併特例事業債 (充当率 95%)	除雪機械整備事業	除雪機械整備	△ 2,900
	土地区画整理事業	稲葉川土地区画整理事業	△ 5,000
小 計			△ 7,900
緊急防災・減災 事業債 (充当率 100%)	消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車整備	△ 5,600
小 計			△ 5,600
過疎対策事業債 (充当率 100%)	保健施設整備事業	合橋診療所医療用機器整備	600
小 計			600
一般会計出資債 (充当率 100%)	水道施設整備事業	水道会計負担金(城崎・港給水区配水施設整備等)	△ 26,100
小 計			△ 26,100
過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分) (充当率 100%)			△ 6,700
小 計			△ 6,700
合 計			△ 48,300

※今回の補正予算分のみ掲載



令和 2 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）

令和 2 年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,253 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,969,827 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,401,777	△78	1,401,699
	1. 国民健康保険税	1,401,777	△78	1,401,699
4. 県支出金		6,575,289	△2,260	6,573,029
	1. 県補助金	6,575,289	△2,260	6,573,029
6. 繰入金		830,900	6,591	837,491
	1. 他会計繰入金	650,900	6,591	657,491
歳入合計		8,965,574	4,253	8,969,827

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		137,314	3,197	140,511
	1. 総 務 管 理 費	126,993	3,197	130,190
8. 保 健 事 業 費		138,472	△78	138,394
	2. 特定健康診査等事業費	116,769	△78	116,691
9. 基 金 積 立 金		26,072	1,134	27,206
	1. 基 金 積 立 金	26,072	1,134	27,206
歳 出 合 計		8,965,574	4,253	8,969,827

## 第 2 表 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特 定 健 康 診 査 業 務	令和3年度	47,330
計		47,330

令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(事業勘定)補正予算(第4号)に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,401,777	△78	1,401,699
4. 県支出金	6,575,289	△2,260	6,573,029
6. 繰入金	830,900	6,591	837,491
歳入合計	8,965,574	4,253	8,969,827



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	137,314	3,197	140,511
8. 保健事業費	138,472	△78	138,394
9. 基金積立金	26,072	1,134	27,206
歳出合計	8,965,574	4,253	8,969,827

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3,197	
△2,260			2,182
			1,134
△2,260	0	3,197	3,316

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,400,377	△78	1,400,299
計	1,401,777	△78	1,401,699

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,575,289	△2,260	6,573,029
計	6,575,289	△2,260	6,573,029

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	650,900	6,591	657,491
計	650,900	6,591	657,491

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 医療給付費分現年課税		△78	医療給付費 △78

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 特別交付金		△2,260	特定健康診査等負担金 △2,260

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員給与費等繰入金		3,197	職員給与費等繰入金 3,197
5. 財政安定化支援事業繰入金		3,394	財政安定化支援事業繰入金 3,394

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	126,993	3,197	130,190			3,197	
計	126,993	3,197	130,190			3,197	

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定健康診査等事業費	116,769	△78	116,691	△2,260			2,182
計	116,769	△78	116,691	△2,260			2,182

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	26,072	1,134	27,206				1,134
計	26,072	1,134	27,206				1,134

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
12. 委託料		3,197	一般管理費 【市民課】 業務委託料 基幹システム改修業務	3,197 3,197

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
3. 職員手当等		△78	人件費 扶養手当	△78 △78

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
24. 積立金		1,134	基金積立金 【市民課】 国民健康保険財政調整基金積立金	1,134 1,134

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 ) 17	17,266	61,491	37,195	115,952	23,193	139,145	
補正前	( 11 ) 17	17,266	61,491	37,273	116,030	23,193	139,223	
比 較	( 0 ) 0	0	0	△ 78	△ 78	0	△ 78	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	816	1,614	2,379		
	補正前	894	1,614	2,379		
	比 較	△ 78	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,333			574	
	補正前	3,333			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	17,712	10,227	540		
	補正前	17,712	10,227	540		
	比 較	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 17		61,491	33,028	94,519	19,824	114,343	
補正前	( ) 17		61,491	33,106	94,597	19,824	114,421	
比 較	( ) 0		0	△ 78	△ 78	0	△ 78	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	816	1,614	1,745		
	補正前	894	1,614	1,745		
	比 較	△ 78	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,333			574	
	補正前	3,333			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	14,179	10,227	540		
	補正前	14,179	10,227	540		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 )	17,266		4,167	21,433	3,369	24,802	
補正前	( 11 )	17,266		4,167	21,433	3,369	24,802	
比 較	( 0 )	0		0	0	0	0	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			634		
	補正前			634		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,533				
	補正前	3,533				
	比 較	0				

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの	0 千円
職員手当	△ 78	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 78	扶養手当 △ 78 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）

令和2年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 診 療 収 入		66,961	655	67,616
	1. 外 来 収 入	65,485	655	66,140
5. 繰 入 金		14,689	△631	14,058
	1. 他 会 計 繰 入 金	14,689	△631	14,058
7. 諸 収 入		466	1,000	1,466
	2. 雑 入	466	1,000	1,466
歳 入 合 計		87,010	1,024	88,034

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		45,851	△268	45,583
	1. 総 務 管 理 費	45,851	△268	45,583
2. 医 業 費		36,110	1,292	37,402
	1. 医 業 費	36,110	1,292	37,402
歳 出	合 計	87,010	1,024	88,034



令和 2 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(直診勘定)補正予算 (第 2 号) に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	66,961	655	67,616
5. 繰入金	14,689	△631	14,058
7. 諸収入	466	1,000	1,466
歳入合計	87,010	1,024	88,034



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	45,851	△268	45,583
2. 医療費	36,110	1,292	37,402
歳出合計	87,010	1,024	88,034

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		536	△804
		464	828
0	0	1,000	24

2. 歳 入

(款) 1. 診療収入

(項) 1. 外来収入

目	補正前の額	補正額	計
3. 後期高齢者診療報酬収入	40,056	590	40,646
5. 一部負担金収入	9,972	65	10,037
計	65,485	655	66,140

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	13,189	△631	12,558
計	14,689	△631	14,058

(款) 7. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 雑 入	466	1,000	1,466
計	466	1,000	1,466

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1.	現年度分	590	診療報酬収入	590
1.	現年度分	65	一部負担金収入	65

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1.	一般会計繰入金	△631	一般会計繰入金	△631

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1.	雑入	1,000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	1,000

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	45,851	△268	45,583			536	△804
計	45,851	△268	45,583			536	△804

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 医療用消耗器材費	3,618	35	3,653			200	△165
3. 医療用機械器具費	2,492	1,257	3,749			264	993
計	36,110	1,292	37,402			464	828

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△425	人件費	△804
3. 職員手当等		△215	一般職給	△425
4. 共済費		△164	会計年度任用職員	△425
10. 需用費		536	通勤手当	△32
			期末手当	△183
			健保、厚生年金保険料	△164
			一般管理費 【健康増進課】	536
			消耗品費	19
			修繕料	517

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		35	医療用消耗器材費 【健康増進課】	35
			消耗品費	35
12. 委託料		53	医療用機械器具費 【健康増進課】	1,257
13. 使用料及び賃借料		775	保守点検委託料	53
			レントゲン機器保守点検	
17. 備品購入費		429	機器借上料	775
			医療用備品	429

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 5 )		15,150	14,628	29,778	3,325	33,103	
補正前	( 5 )		15,575	14,843	30,418	3,489	33,907	
比 較	( 0 )		△ 425	△ 215	△ 640	△ 164	△ 804	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78		352	456	8,384
	補正前	78		384	456	8,384
	比 較	0		△ 32	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	315			755	
	補正前	315			755	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,164	1,124			
	補正前	3,347	1,124			
	比 較	△ 183	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 )		6,457	12,667	19,124	1,143	20,267	
補正前	( 1 )		6,457	12,667	19,124	1,143	20,267	
比 較	( 0 )		0	0	0	0	0	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78			456	8,384
	補正前	78			456	8,384
	比 較	0			0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	315			755	
	補正前	315			755	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,555	1,124			
	補正前	1,555	1,124			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 4 )		8,693	1,961	10,654	2,182	12,836	
補正前	( 4 )		9,118	2,176	11,294	2,346	13,640	
比 較	( 0 )		△ 425	△ 215	△ 640	△ 164	△ 804	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			352		
	補正前			384		
	比 較			△ 32		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,609				
	補正前	1,792				
	比 較	△ 183				

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 425	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 425	職員の変動によるもの	△ 425 千円
職員手当	△ 215	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 215	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 △ 32 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 183 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,962千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,312,310千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		331,407	4,770	336,177
	1. 一般会計繰入金	331,407	4,770	336,177
7. 国庫支出金		0	1,192	1,192
	1. 国庫補助金	0	1,192	1,192
歳入合計		1,306,348	5,962	1,312,310

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		27,242	5,962	33,204
	1. 総 務 管 理 費	24,441	5,962	30,403
歳 出	合 計	1,306,348	5,962	1,312,310



令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第2号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	331,407	4,770	336,177
7. 国庫支出金	0	1,192	1,192
歳入合計	1,306,348	5,962	1,312,310



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	27,242	5,962	33,204
歳出合計	1,306,348	5,962	1,312,310

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,192		4,770	
1,192	0	4,770	0

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	14,633	4,770	19,403
計	331,407	4,770	336,177

(款) 7. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療事業費補助金	0	1,192	1,192
計	0	1,192	1,192

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 事務費繰入金	4,770	事務費繰入金	4,770

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 後期高齢者医療事業費補助金	1,192	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1,192

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	24,441	5,962	30,403	1,192		4,770	
計	24,441	5,962	30,403	1,192		4,770	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	5,962	一般管理費 【市民課】 5,962 業務委託料 5,962 後期高齢者医療システム改修業務



令和 2 年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 2 年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,429 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,462,218 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		2,436,814	1,637	2,438,451
	2. 国庫補助金	790,656	1,637	792,293
7. 繰入金		1,793,192	886	1,794,078
	1. 一般会計繰入金	1,636,881	886	1,637,767
9. 諸収入		12,804	△94	12,710
	3. 雑入	12,791	△94	12,697
歳入合計		10,459,789	2,429	10,462,218

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		297,099	4,488	301,587
	1. 総 務 管 理 費	244,418	8,613	253,031
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	47,113	△4,125	42,988
3. 地 域 支 援 事 業 費		583,428	△2,059	581,369
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	34,474	△2,059	32,415
歳 出 合 計		10,459,789	2,429	10,462,218



令和 2 年度豊岡市介護保険事業特別会計  
補正予算（第 3 号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	2,436,814	1,637	2,438,451
7. 繰入金	1,793,192	886	1,794,078
9. 諸収入	12,804	△94	12,710
歳入合計	10,459,789	2,429	10,462,218



(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	297,099	4,488	301,587
3. 地 域 支 援 事 業 費	583,428	△2,059	581,369
歳 出 合 計	10,459,789	2,429	10,462,218

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,637		2,851	
		△2,059	
1,637	0	792	0

2. 歳 入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 調整交付金	614,572	△3,280	611,292
4. 介護保険事業費補助金	0	1,637	1,637
6. 災害等臨時特例補助金	0	3,280	3,280
計	790,656	1,637	792,293

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	44,518	△1,965	42,553
5. その他一般会計繰入金	301,505	2,851	304,356
計	1,636,881	886	1,637,767

(款) 9. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
3. 雑 入	12,789	△94	12,695
計	12,791	△94	12,697

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△3,280	特別調整交付金 △3,280
1. 介護保険事業費補助金		1,637	介護保険事業費補助金 1,637
1. 災害等臨時特例補助金		3,280	災害等臨時特例補助金 3,280

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△1,965	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） △1,965
2. 事務費繰入金		2,851	事務費繰入金 2,851

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		△94	参加者負担金 △94

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	243,718	8,613	252,331	1,637		6,976	
計	244,418	8,613	253,031	1,637		6,976	

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 認定調査等費	34,027	△4,125	29,902			△4,125	
計	47,113	△4,125	42,988			△4,125	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	36,078	0	36,078	899		△899	
計	341,969	0	341,969	899		△899	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般介護予防事業費	34,474	△2,059	32,415	△899		△1,160	
計	34,474	△2,059	32,415	△899		△1,160	

介護保険事業特別会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料		8,613	一般管理費 【高年介護課】 8,613 業務委託料 8,613 介護保険システム更新業務

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
11. 役務費		△4,125	認定調査等費 【高年介護課】 △4,125 手数料 △4,125

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			財源更正

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬		△1,957	人件費 △1,957 会計年度任用職員報酬 △1,957
10. 需用費		△102	指導員 △1,957 介護予防普及啓発事業費 【健康増進課】 △102 消耗品費 △102

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 76 ) 20	78,546	75,607	61,621	215,774	39,558	255,332	
補正前	( 76 ) 20	80,503	75,607	61,621	217,731	39,558	257,289	
比 較	( 0 ) 0	△ 1,957	0	0	△ 1,957	0	△ 1,957	

( ) 内は、短時間勤務職員

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 20		75,607	43,237	118,844	24,331	143,175	
補正前	( ) 20		75,607	43,237	118,844	24,331	143,175	
比 較	( ) 0		0	0	0	0	0	

( ) 内は、短時間勤務職員

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 76 )	78,546		18,384	96,930	15,227	112,157	
補正前	( 76 )	80,503		18,384	98,887	15,227	114,114	
比 較	( 0 )	△ 1,957		0	△ 1,957	0	△ 1,957	

( ) 内は、短時間勤務職員

令和 2 年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第 4 号)

令和 2 年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,923 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 310,724 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所収入		25,866	426	26,292
	4. 繰 入 金	9,309	△574	8,735
	6. 諸 収 入	157	1,000	1,157
2. 森本診療所収入		93,022	1,322	94,344
	4. 繰 入 金	30,912	322	31,234
	6. 諸 収 入	255	1,000	1,255
3. 神鍋診療所収入		83,806	1,321	85,127
	4. 繰 入 金	19,286	321	19,607
	6. 諸 収 入	306	1,000	1,306
4. 高橋診療所収入		70,965	854	71,819
	4. 繰 入 金	29,761	△146	29,615
	6. 諸 収 入	516	1,000	1,516
5. 但東歯科診療所収入		16,444	0	16,444
	4. 繰 入 金	7,418	△1,000	6,418
	6. 諸 収 入	196	1,000	1,196
歳 入 合 計		306,801	3,923	310,724

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		25,766	426	26,192
	1. 総 務 費	20,836	△527	20,309
	2. 医 業 費	4,893	953	5,846
2. 森本診療所費		92,922	1,322	94,244
	1. 総 務 費	50,656	865	51,521
	2. 医 業 費	40,523	457	40,980
3. 神鍋診療所費		83,706	1,321	85,027
	1. 総 務 費	46,788	801	47,589
	2. 医 業 費	36,918	520	37,438
4. 高橋診療所費		70,865	854	71,719
	2. 医 業 費	26,709	854	27,563
歳 出	合 計	306,801	3,923	310,724



令和2年度豊岡市診療所事業特別会計  
補正予算（第4号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	25,866	426	26,292
2. 森本診療所収入	93,022	1,322	94,344
3. 神鍋診療所収入	83,806	1,321	85,127
4. 高橋診療所収入	70,965	854	71,819
5. 但東歯科診療所収入	16,444	0	16,444
歳入合計	306,801	3,923	310,724



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	25,766	426	26,192
2. 森本診療所費	92,922	1,322	94,244
3. 神鍋診療所費	83,706	1,321	85,027
4. 高橋診療所費	70,865	854	71,719
5. 但東歯科診療所費	16,344	0	16,344
歳出合計	306,801	3,923	310,724

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1,000	△574
		1,000	322
		1,000	321
		1,000	△146
		1,000	△1,000
0	0	5,000	△1,077

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	9,309	△574	8,735
計	9,309	△574	8,735

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	157	1,000	1,157
計	157	1,000	1,157

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	30,912	322	31,234
計	30,912	322	31,234

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	255	1,000	1,255
計	255	1,000	1,255

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	19,286	321	19,607
計	19,286	321	19,607

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		△574	一般会計繰入金 △574

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		1,000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		322	一般会計繰入金 322

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		1,000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		321	一般会計繰入金 321

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	306	1,000	1,306
計	306	1,000	1,306

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	29,761	△146	29,615
計	29,761	△146	29,615

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	516	1,000	1,516
計	516	1,000	1,516

## (款) 5. 但東歯科診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	7,418	△1,000	6,418
計	7,418	△1,000	6,418

## (款) 5. 但東歯科診療所収入

## (項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	196	1,000	1,196
計	196	1,000	1,196

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		1,000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		△146	一般会計繰入金 △146

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		1,000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		△1,000	一般会計繰入金 △1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		1,000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 1,000

3 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	20,836	△527	20,309			12	△539
計	20,836	△527	20,309			12	△539

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	4,893	953	5,846			988	△35
計	4,893	953	5,846			988	△35

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	50,656	865	51,521			543	322
計	50,656	865	51,521			543	322

(款) 2. 森本診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	40,523	457	40,980			457	

診療所事業特別会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
13. 使用料及び賃借料	12	一般管理費 【健康増進課】 <span style="float:right">△527</span>
14. 工事請負費	△539	用品借上料 <span style="float:right">12</span> 整備工事費 <span style="float:right">△539</span> 院内感染対策

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	95	医業費 【健康増進課】 <span style="float:right">953</span> 消耗品費 <span style="float:right">95</span>
17. 備品購入費	858	事業用備品 <span style="float:right">858</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	543	人件費 <span style="float:right">322</span> 負担金 <span style="float:right">322</span>
18. 負担金、補助及び交付金	322	退職手当組合 <span style="float:right">322</span> 一般管理費 【健康増進課】 <span style="float:right">543</span> 修繕料 <span style="float:right">543</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	116	医業費 【健康増進課】 <span style="float:right">457</span> 消耗品費 <span style="float:right">116</span>

## (款) 2. 森本診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(医業費)							
計	40,523	457	40,980			457	

## (款) 3. 神鍋診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	46,788	801	47,589			480	321
計	46,788	801	47,589			480	321

## (款) 3. 神鍋診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	36,918	520	37,438			520	
計	36,918	520	37,438			520	

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	43,035	0	43,035			146	△146
計	43,035	0	43,035			146	△146

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
17. 備品購入費	341	医療用備品 341

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	365	人件費 321
		負担金 321
17. 備品購入費	115	退職手当組合 321
		一般管理費 【健康増進課】 480
18. 負担金、補助及び交付金	321	修繕料 365
		庁用備品 115

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	168	医業費 【健康増進課】 520
		消耗品費 168
17. 備品購入費	352	医療用備品 352

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	26,709	854	27,563			854	
計	26,709	854	27,563			854	

## (款) 5. 但東歯科診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	7,579	0	7,579			1,000	△1,000
計	7,579	0	7,579			1,000	△1,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	150	医業費 【健康増進課】 854
		消耗品費 150
17. 備品購入費	704	医療用備品 704

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正



第170号議案

令和2年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(2) 年間総配水量	12,004,850 m <sup>3</sup>	△ 343,100 m <sup>3</sup>	11,661,750 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	32,890 m <sup>3</sup>	△ 940 m <sup>3</sup>	31,950 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	943,897 千円	△ 170,250 千円	773,647 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,400,809 千円	△ 68,637 千円	2,332,172 千円
第1項 営業収益	1,813,893 千円	△ 51,985 千円	1,761,908 千円
第2項 営業外収益	586,914 千円	△ 16,652 千円	570,262 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,182,398 千円	4,046 千円	2,186,444 千円
第1項 営業費用	1,900,396 千円	△ 2,406 千円	1,897,990 千円
第2項 営業外費用	274,953 千円	6,452 千円	281,405 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,060,145 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 75,695 千円及び過年度分損益勘定留保資金 984,450 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足

する額1,042,731千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,935千円及び過年度分損益勘定留保資金980,796千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	796,244千円	△ 152,836千円	643,408千円
第1項 企業債	647,600千円	△ 107,000千円	540,600千円
第2項 出資金	60,029千円	△ 26,190千円	33,839千円
第4項 補助金	24,646千円	△ 19,646千円	5,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,856,389千円	△ 170,250千円	1,686,139千円
第1項 建設改良費	963,323千円	△ 170,250千円	793,073千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を、次のように改める。

追加

事 項	期 間	限 度 額
老朽管更新事業	令和3年度	110,000千円
水質検査業務	令和3年度	15,700千円

廃止

事 項	期 間	限 度 額
大見塚受水池・配水池改築事業	令和3年度	25,600千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	647,600千円	540,600千円
計	647,600千円	540,600千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	157,849 千円	54 千円	157,903 千円

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治



令和2年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第2号) に関する説明書

令和2年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,400,809	△ 68,637	2,332,172			
1 営業収益	1,813,893	△ 51,985	1,761,908			
05 給水収益	1,754,331	△ 52,045	1,702,286			
005 水道料金					△ 52,045	
15 その他営業 収益	59,462	60	59,522			
020 他会計負担金					60	消火栓維持管理負担金
2 営業外収益	586,914	△ 16,652	570,262			
10 他会計補助 金	264,608	△ 16,316	248,292			
005 一般会計補助金					△ 16,316	一般会計繰入金
17 長期前受金 戻入	277,659	△ 336	277,323			
005 受贈財産評価額 長期前受金戻入					198	
015 国庫(県)補助金 長期前受金戻入					△ 429	
090 その他資本剰余 金長期前受金戻 入					△ 105	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,182,398	4,046	2,186,444			
1 営業費用	1,900,396	△ 2,406	1,897,990			
20 総係費	189,911	△ 696	189,215			
003 手当					△ 750	時間外勤務手当
004 法定福利費					54	共済組合負担金
25 減価償却費	1,167,597	△ 1,710	1,165,887			
105 有形固定資産 減価償却費					△ 1,750	構築物 △ 9,699 機械及び装置 7,922 工具器具及び備品 27
110 無形固定資産 減価償却費					40	電算ソフトウェア
2 営業外費用	274,953	6,452	281,405			
05 支払利息	196,118	△ 1,099	195,019			
135 企業債利息					△ 1,099	
15 消費税及び 地方消費税	63,539	7,551	71,090			
155 消費税及び地方 消費税					7,551	

資本の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の収入	796,244	△ 152,836	643,408			
1 企業債	647,600	△ 107,000	540,600			
05 企業債	647,600	△ 107,000	540,600			
				005 企業債	△ 107,000	水道事業債
2 出資金	60,029	△ 26,190	33,839			
05 他会計出資 金	60,029	△ 26,190	33,839			
				005 一般会計出資金	△ 26,190	
4 補助金	24,646	△ 19,646	5,000			
07 県補助金	24,646	△ 19,646	5,000			
				005 県補助金	△ 19,646	生活基盤施設耐震化等補助金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	1,856,389	△ 170,250	1,686,139			
1 建設改良費	963,323	△ 170,250	793,073			
05 配水施設費	943,897	△ 170,250	773,647			
				003 手当	750	時間外勤務手当
				090 工事請負費	△ 171,000	給配水管布設替等 △ 72,000 施設整備 △ 99,000

## 令和2年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	81,615
	減価償却費	1,165,887
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,751
	修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 13,280
	長期前受金戻入額	△ 277,323
	受取利息及び受取配当金	△ 3,750
	支払利息	195,019
	固定資産除却損	40,000
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 106,720
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 52,066
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 3,653
	前受金の増減額 (△は減少)	△ 2
	小計	1,022,976
	利息及び配当金の受取額	3,750
	利息の支払額	△ 195,019
	業務活動によるキャッシュ・フロー	831,707
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 813,814
	有形固定資産の売却による収入	2
	国庫補助金等による収入	9,876
	負担金による収入	72,470
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 731,466
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	550,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 893,066
	他会計からの出資による収入	33,839
	豊岡市奨学基金への支出	△ 900
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 310,127
	資金増加額	△ 209,886
	資金期首残高	3,158,308
	資金期末残高	2,948,422

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( )	134	62,348	36,088	98,570	20,336	118,906
	資本勘定 支弁職員		( )		19,408	13,352	32,760	6,237	38,997
	合 計	10	( )	134	81,756	49,440	131,330	26,573	157,903
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( )	134	62,348	36,838	99,320	20,282	119,602
	資本勘定 支弁職員		( )		19,408	12,602	32,010	6,237	38,247
	合 計	10	( )	134	81,756	49,440	131,330	26,519	157,849
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( )	0	0	△ 750	△ 750	54	△ 696
	資本勘定 支弁職員		( )		0	750	750	0	750
	合 計	0	( )	0	0	0	0	54	54

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,907	1,445	2,140			7,270
	補正前	2,907	1,445	2,140			7,270
	比 較	0	0	0			0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,205	19,314	12,809	1,350	
	補正前		2,205	19,314	12,809	1,350	
	比 較		0	0	0	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( )	134	57,164	34,560	91,858	19,239	111,097
	資本勘定 支弁職員		( )		19,408	13,352	32,760	6,237	38,997
	合 計	10	( )	134	76,572	47,912	124,618	25,476	150,094
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( )	134	57,164	35,310	92,608	19,185	111,793
	資本勘定 支弁職員		( )		19,408	12,602	32,010	6,237	38,247
	合 計	10	( )	134	76,572	47,912	124,618	25,422	150,040
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( )	0	0	△ 750	△ 750	54	△ 696
	資本勘定 支弁職員		( )		0	750	750	0	750
	合 計	0	( )	0	0	0	0	54	54

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,907	1,445	1,736			7,270
	補正前	2,907	1,445	1,736			7,270
	比 較	0	0	0			0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,205	18,190	12,809	1,350	
	補正前		2,205	18,190	12,809	1,350	
	比 較		0	0	0	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	3		5,184	1,528	6,712	1,097	7,809
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		5,184	1,528	6,712	1,097	7,809
補正前	損益勘定 支弁職員	3		5,184	1,528	6,712	1,097	7,809
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		5,184	1,528	6,712	1,097	7,809
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	0		0	0	0	0	0

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			404			
	補正前			404			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			1,124			
	補正前			1,124			
	比 較			0			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 24 人 補正前 24 人 増 減 0 人
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

## 債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補助金	企業債	損益勘 定留保 資金	その他
老朽管更新事業	110,000			令和3年度	110,000			110,000	
水質検査業務	15,700			令和3年度	15,700			15,700	

廃止

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補助金	企業債	損益勘 定留保 資金	その他
大見塚受水池・ 配水池改築事業	25,600			令和3年度	25,600	1,713	21,600	7	2,280

令和2年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和3年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		678,644	
ロ 建 物	1,995,269		
減価償却累計額	<u>883,765</u>	1,111,504	
ハ 構 築 物	33,751,156		
減価償却累計額	<u>15,261,569</u>	18,489,587	
ニ 機械及び装置	8,938,700		
減価償却累計額	<u>6,605,554</u>	2,333,146	
ホ 車両及び運搬具	20,636		
減価償却累計額	<u>19,604</u>	1,032	
ヘ 工具器具及び備品	102,217		
減価償却累計額	<u>76,843</u>	25,374	
ト 建設仮勘定		<u>724,658</u>	
有形固定資産合計			<u>23,363,945</u>

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		2,268	
ロ その他無形固定資産		<u>188,295</u>	
無形固定資産合計			<u>190,563</u>
固定資産合計			<u>23,554,508</u>

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		2,948,422	
(2) 未収金	489,267		
貸倒引当金	<u>9,469</u>	479,798	
(3) 貯蔵品		23,883	
(4) 前払金		796	
(5) その他流動資産		<u>77</u>	
流動資産合計			<u>3,452,976</u>

資産合計

27,007,484

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	10,313,053		
企業債合計		10,313,053	
固定負債合計			10,313,053
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	937,340		
企業債合計		937,340	
(2) 未払金		186,599	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	10,484		
ロ 法定福利費引当金	2,003		
引当金合計		12,487	
(4) その他流動負債		3,511	
流動負債合計			1,139,937
5 繰延収益			
長期前受金		11,604,009	
収益化累計額		6,271,311	
繰延収益合計			5,332,698
負債合計			16,785,688

資本の部

6 資本金			7,576,443
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	18,564		
ロ 国庫(県)補助金	52,302		
ハ 一般会計補助金	2,816		
ニ 工事負担金	75,532		
ホ その他資本剰余金	161,627		
資本剰余金合計		310,841	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	250,000		
ロ 資産維持積立金	570,400		
ハ 当年度未処分利益剰余金	1,514,112		
利益剰余金合計		2,334,512	
剰余金合計			2,645,353
資本合計			10,221,796
負債資本合計			27,007,484

令和2年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(2) 年間排水処理水量	10,071,000 m <sup>3</sup>	△ 116,000 m <sup>3</sup>	9,955,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水処理水量	27,592 m <sup>3</sup>	△ 318 m <sup>3</sup>	27,274 m <sup>3</sup>

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	5,843,148 千円	△ 54,040 千円	5,789,108 千円
第1項 営業収益	1,884,735 千円	△ 46,864 千円	1,837,871 千円
第2項 営業外収益	3,958,411 千円	△ 7,176 千円	3,951,235 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	5,122,624 千円	△ 12,556 千円	5,110,068 千円
第1項 営業費用	4,450,332 千円	△ 1,718 千円	4,448,614 千円
第2項 営業外費用	666,136 千円	△ 10,838 千円	655,298 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,272,059 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 105,370 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,861,777 千円、減債積立金 304,912 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,365,169千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 105,929 千円、当年度分損益勘定留保資金1,862,908 千円、減債積立金 396,332 千円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	3,613,858 千円	△ 93,110 千円	3,520,748 千円
第1項 企業債	2,499,400 千円	△ 86,900 千円	2,412,500 千円
第2項 補助金	1,112,366 千円	△ 6,210 千円	1,106,156 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
資本費平準化債	1,274,500千円	1,187,600千円
計	2,515,700千円	2,428,800千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	130,936 千円	135 千円	131,071 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「2,481,278千円」を「2,466,615千円」に改める。

(債務負担行為)

第8条 予算第9条の次に第10条を加え、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
汚泥処理 運搬業務	令和3年度	47,000千円

令和2年11月27日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

令和2年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第2号)に関する説明書

令和2年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,843,148	△ 54,040	5,789,108			
1 営業収益	1,884,735	△ 46,864	1,837,871			
05 下水道使用料	1,722,804	△ 30,001	1,692,803	005 下水道使用料	△ 30,001	
10 他会計負担金	161,929	△ 16,863	145,066	005 雨水処理負担金	△ 16,863	
2 営業外収益	3,958,411	△ 7,176	3,951,235			
15 他会計補助金	2,474,562	△ 8,453	2,466,109	005 一般会計補助金	△ 8,453	汚水処理補助金
23 長期前受金戻入	1,434,390	△ 2,984	1,431,406	005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 2,952	
				010 他会計補助金 長期前受金戻入	△ 2	
				015 受益者負担金 (分担金)長期前受金戻入	△ 30	
30 消費税及び地方消費税還付金	39,393	4,261	43,654	005 消費税及び地方消費税還付金	4,261	消費税及び地方消費税還付

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	5,122,624	△ 12,556	5,110,068			
1 営業費用	4,450,332	△ 1,718	4,448,614			
25 総係費	123,950	135	124,085	015 手当等	135	時間外勤務手当
30 減価償却費	3,199,568	△ 1,853	3,197,715	175 有形固定資産 減価償却費	△ 2,496	構築物 1,911 機械及び装置 △ 4,933 工具器具及び備品 526
				180 無形固定資産 減価償却費	643	電算ソフトウェア

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
2 営業外費用	666,136	△ 10,838	655,298			
05 支払利息	666,133	△ 10,838	655,295			
				205 企業債利息	△ 10,838	企業債利子

### 資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的収入	3,613,858	△ 93,110	3,520,748			
1 企業債	2,499,400	△ 86,900	2,412,500			
05 企業債	2,499,400	△ 86,900	2,412,500			
				005 企業債	△ 86,900	資本費平準化債
2 補助金	1,112,366	△ 6,210	1,106,156			
10 他会計補助金	6,716	△ 6,210	506			
				005 一般会計補助金	△ 6,210	

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
汚泥処理 運 搬業務	47,000			令和3年度	47,000				47,000

# 令和2年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 千円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	573,113
減価償却費	3,197,715
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,428
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 775
長期前受金戻入額	△ 1,431,406
受取利息及び受取配当金	△ 150
支払利息	655,295
固定資産除却損	96,598
未収金の増減額 (△は増加)	△ 28,897
未払金の増減額 (△は減少)	55,505
小計	3,121,426
利息及び配当金の受取額	150
利息の支払額	△ 655,295
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,466,281

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,378,210
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,697,522
他会計補助金による収入	506
受益者負担金 (分担金) による収入	2,750
工事負担金による収入	4,051
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,673,379

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,095,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,567,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 472,699

資金増加額	320,203
資金期首残高	2,019,622
資金期末残高	2,339,825

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 12	134	46,207	24,561	70,902	14,891	85,793
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		23,515	14,293	37,808	7,470	45,278
	合 計	10	( ) 19	134	69,722	38,854	108,710	22,361	131,071
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 12	134	46,207	24,426	70,767	14,891	85,658
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		23,515	14,293	37,808	7,470	45,278
	合 計	10	( ) 19	134	69,722	38,719	108,575	22,361	130,936
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	135	135	0	135
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	0	0	0	0
	合 計	0	( ) 0	0	0	135	135	0	135

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	3,151		1,088		12	3,461
	補正前	3,151		1,088		12	3,326
	比 較	0		0		0	135
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,693	16,640	11,109	1,700	
	補正前		1,693	16,640	11,109	1,700	
	比 較		0	0	0	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	134	44,595	24,187	68,916	14,550	83,466
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,641	13,835	35,476	7,111	42,587
	合 計	10	( ) 17	134	66,236	38,022	104,392	21,661	126,053
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	134	44,595	24,052	68,781	14,550	83,331
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,641	13,835	35,476	7,111	42,587
	合 計	10	( ) 17	134	66,236	37,887	104,257	21,661	125,918
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	135	135	0	135
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	0	0	0	0
	合 計	0	( ) 0	0	0	135	135	0	135

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	3,151		1,013		12	3,461
	補正前	3,151		1,013		12	3,326
	比 較	0		0		0	135
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,693	15,883	11,109	1,700	
	補正前		1,693	15,883	11,109	1,700	
	比 較		0	0	0	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1		1,612	374	1,986	341	2,327
	資本勘定 支弁職員	1		1,874	458	2,332	359	2,691
	合 計	2		3,486	832	4,318	700	5,018
補正前	損益勘定 支弁職員	1		1,612	374	1,986	341	2,327
	資本勘定 支弁職員	1		1,874	458	2,332	359	2,691
	合 計	2		3,486	832	4,318	700	5,018
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	合 計	0		0	0	0	0	0

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			75			
	補正前			75			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			757			
	補正前			757			
	比 較			0			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 19 人 補正前 19 人 増 減 0 人
職員手当	135	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	135	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 135 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

令和2年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和3年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,931,338	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>2,918,849</u>	5,464,127	
ニ 建物附属設備	1,143,888		
減価償却累計額	<u>1,094,233</u>	49,655	
ホ 構築物	104,686,591		
減価償却累計額	<u>38,413,950</u>	66,272,641	
ヘ 機械及び装置	29,128,141		
減価償却累計額	<u>19,198,319</u>	9,929,822	
ト 車両及び運搬具	9,385		
減価償却累計額	<u>8,920</u>	465	
チ 工具器具及び備品	63,038		
減価償却累計額	<u>57,379</u>	5,659	
リ 建設仮勘定		<u>2,182,317</u>	
有形固定資産合計			86,877,501

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300	
ロ その他無形固定資産		<u>2,586</u>	
無形固定資産合計			<u>5,886</u>

固定資産合計 86,883,387

2 流動資産

(1) 現金預金		2,339,825	
(2) 未収金	370,299		
貸倒引当金	<u>16,460</u>	353,839	
(3) その他流動資産		<u>78</u>	
流動資産合計			<u>2,693,742</u>

資産合計

89,577,129

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>40,701,053</u>		
	企業債合計		40,701,053	
	(2) 引当金			
	イ 修繕引当金	<u>38,725</u>		
	引当金合計		<u>38,725</u>	
	固定負債合計			40,739,778
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,654,942</u>		
	企業債合計		3,654,942	
	(2) 未払金		955,687	
	(3) 預り金		3,030	
	(4) 引当金			
	イ 賞与引当金	9,397		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,803</u>		
	引当金合計		<u>11,200</u>	
	流動負債合計			4,624,859
5	繰延収益			
	長期前受金		60,837,433	
	収益化累計額		<u>27,107,019</u>	
	繰延収益合計			<u>33,730,414</u>
	負債合計			79,095,051

資本の部

6	資本金			8,051,885
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 国庫（県）補助金	803,924		
	ロ 他会計補助金	35,916		
	ハ 受益者負担金（分担金）	<u>77,821</u>		
	資本剰余金合計		917,661	
	(2) 利益剰余金			
	イ 減債積立金	541,703		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>970,829</u>		
	利益剰余金合計		<u>1,512,532</u>	
	剰余金合計			<u>2,430,193</u>
	資本合計			<u>10,482,078</u>
	負債資本合計			<u>89,577,129</u>

## 注記

### I. 予定貸借対照表等関連

#### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、28,069,884千円である。

II. セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等  
当年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(単位:千円)

項目	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落排水処理	個別排水処理	コミュニティ・プラント	合計
営業収益	1,148,900	402,779	98,440	4,201	1,630	2,762	23,803	1,682,515
営業費用	2,199,982	1,203,359	795,721	41,275	24,277	14,237	77,125	4,355,976
営業損益	△ 1,051,082	△ 800,580	△ 697,281	△ 37,074	△ 22,647	△ 11,475	△ 53,322	△ 2,673,461
経常損益	347,394	227,964	454	9	9	73	91	575,994
セグメント資産	45,358,827	25,487,963	15,883,707	637,473	362,097	122,701	1,724,361	89,577,129
セグメント負債	41,957,426	22,860,787	12,830,234	504,313	236,135	94,987	611,169	79,095,051
その他の項目								
他会計繰入金	1,190,757	846,223	513,835	16,024	19,927	7,481	1,324	2,595,571
減価償却費	1,636,049	894,473	560,739	21,757	13,149	7,206	64,342	3,197,715
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	1,367	880	454	9	9	73	91	2,883
固定資産増加額	1,653,147	344,504	60,909	52,727	0	0	0	2,111,287